

国民年金 事案 142

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年3月まで

平成2年7月に勤めていた会社を退職し、実家のある市に引っ越して個人事業を行い、3年3月に、再度引っ越して再就職したが、その際に申立期間について国民年金に加入したところ、社会保険事務所から妻の分と併せて二人分の納付書が送付されてきたので、間違いなく納付した。申立期間について妻のみ納付済みとなっているが、妻の分のみを納付したということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、平成3年4月の時点で、2年7月7日に国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に、3年4月1日に第1号被保険者から第3号被保険者に、国民年金の資格を変更しているが、当時申立人が居住していた市では、妻について第3号被保険者から第1号被保険者に変更する手続をするときには、夫の年金記録の確認を行い、夫について年金に未加入であると分かった場合は、国民年金への加入指導をした上で、国民年金の加入手続を行っていたことが確認されるとともに、当時の過年度保険料の取扱いとして、社会保険事務所から未納者に対して、少なくとも1回は納付書を発行していたことが確認される。

また、申立人及びその妻は、夫婦の年金の管理は申立人が行っていたと主張しているところ、申立人の妻は、平成3年12月に申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認される。

さらに、申立人が、申立人と妻の分と併せて二人分を納付したと主張する金額は、当時の二人分の国民年金保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年9月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、53年7月から55年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から同年9月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 昭和53年7月から55年3月まで
④ 昭和56年4月から57年3月まで

申立期間のうち、①昭和45年7月から同年9月までの期間、②46年1月から同年3月までの期間については、43年4月に国民年金に加入してからずっと納付しており、45年10月の結婚後は、夫婦一緒に、納付書により現金で納付していたので、未納であるはずがない。

また、申立期間のうち、③昭和53年7月から55年3月までの期間及び④56年4月から57年3月までの期間については、53年ごろから会社の経営が悪化し、収入が不安定な時期で、新聞か何かで免除申請のを知り、毎年、区役所で免除申請を行っていたので、免除ではなく未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、昭和45年12月ごろに申立人の妻の国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立期間①及び②の期間においては、申立人夫婦の年金に対する関心は高かったと思われるほか、申立期間について納付していたと主張する国民年金保険料額も当時の国民年金保険料額と一致している。また、申立人は、20歳になってから免除申請を行ったと主張する期間までの約10年間、申立期間①及び②の

6 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間③及び④については、申立人は、昭和 53 年ごろから申立人の経営する会社の経営が悪化し、新聞等で免除申請を知り免除申請を行ったと主張しているが、当時、免除申請の記事を掲載した区報が新聞折込で配布されていたことが確認される。また、申立人の申立期間前後の記録は免除となっているが、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、申立期間について申立人の収入状況が改善されていたという事情も見られない。さらに、申立人は当時の免除申請の区役所での対応について具体的に記憶しているなど、その主張に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人について、申立期間①及び②の国民年金保険料については納付していたものと認められ、申立期間③及び④の国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

国民年金 事案 144

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、53年7月から55年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年8月から46年3月まで
② 昭和53年7月から55年3月まで
③ 昭和56年4月から57年3月まで

申立期間のうち、①昭和45年8月から46年3月までの期間については、45年7月に会社を辞めた後、国民年金に加入し、同年10月の結婚後は、夫婦一緒に、納付書により現金で納付していたので、未納であるはずがない。

また、申立期間のうち、②昭和53年7月から55年3月までの期間及び③56年4月から57年3月までの期間については、53年ごろから会社の経営が悪化し、収入が不安定な時期で、新聞か何かで免除申請のを知り、毎年、区役所で免除申請を行っていたので、免除ではなく未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間中の昭和45年12月ごろに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立期間①の期間においては、申立人夫婦の年金に対する関心は高かったものと思われるほか、申立期間について納付していたと主張する国民年金保険料額も当時の国民年金保険料額と一致している。また、申立人夫婦は、夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立期間の一部については、申立人の夫のみが納付済みとされているとともに、申立人は、申立期間後、免除申請

を行ったと主張する期間までの約 10 年間、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間②及び③については、申立人は、昭和 53 年ごろから申立人の経営する会社の経営が悪化し、新聞等で免除申請を知り免除申請を行ったと主張しているが、当時、免除申請の記事を掲載した区報が新聞折込で配布されていたことが確認される。また、申立人の申立期間前後の記録は免除となっているが、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、申立期間について申立人の収入状況が改善されていたという事情も見られない。さらに、申立人は当時の免除申請の区役所での対応について具体的に記憶しているなど、その主張に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人について、申立期間①の国民年金保険料については納付していたものと認められ、申立期間②及び③の国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

国民年金 事案 145

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 12 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月から 44 年 3 月まで
昭和 38 年 10 月に結婚して、区役所で国民健康保険の加入手続をしたのと同じころ、国民年金にも加入した。その後は、仕事の関係で集金に来ていた信用金庫の職員に、夫の分と併せて二人分の国民年金保険料を集金してもらっており、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入したのと同時期に加入したとする申立人の国民健康保険の加入日は、申立人の主張するとおり、昭和 38 年 11 月 15 日と確認できるとともに、申立人が国民年金保険料を集金してもらっていたと主張する信用金庫においては、申立期間当時、職員が税金や国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を集金し、区役所で納付していたことが確認されるなど、申立内容の全体を通じて、申立人の主張に不合理な点は見られない。

また、申立人の所持するメモには、申立期間後の昭和 46 年度当時の夫婦二人分の国民年金保険料額の記載があり、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことがうかがえるが、申立期間のうち、39 年 10 月から 44 年 3 月までの間は、夫の国民年金保険料のみが納付済みとなっている。

さらに、申立人の夫については、昭和 36 年 3 月に払い出された国民年

金手帳記号番号で 43 年度まで国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず、41 年ごろに別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、当時の行政側の記録管理に不手際があったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から42年3月まで

申立期間については、特例納付できる旨の文書が来たので、昭和50年3月に銀行でお金を下ろし、役場に行って、窓口の男性職員に一括で支払った。その時、国民年金手帳に「36年4月から50年3月まで納付済」と記入され、「領収書の代わりにになるので、手帳は大事に保管しておいて下さい」と言われたことをはっきり覚えているので、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

昭和50年3月当時の役場では、被保険者の申し出に基づき、納付状況を確認した上で、納付記録を年金手帳に記載する事務を行っていたことが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳には、「36年4月から50年3月まで納付済」と記載されている。

また、申立人が納付したと主張する時期は、第2回の特例納付が実施されていた時期である。

さらに、申立人は、昭和36年4月から平成11年3月まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 55

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料を納付した領収証を持っているが、社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間については、納付した当時時効として取り扱っており国民年金保険料について納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。

しかし、納付当時の窓口でそのような説明は無く、還付も受けていないので納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す領収証を所持しており、申立期間については納付していた事実が確認できる。

申立人が申立期間の保険料を納付した時期は、特例納付の実施期間中ではなく、時効により申立期間の保険料は納付できない。しかしながら、申立人は納付当時に時効についての説明を受けておらず、還付も受けていないと申立てていること、社会保険庁の被保険者台帳と還付整理簿には国民年金保険料を還付した記録が無いこと及び保険料相当額が長期間国庫歳入金として取り扱われていたことを踏まえると、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反する。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 56

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月まで
申立期間当時、20 歳のお祝いとして 100 円をもらい、以後国民年金保険料を払うよう言われた。それ以降、毎月集金に来る人に国民年金保険料を払っていたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時居住していた市では、昭和 38 年当時、国民年金保険料を納付組織により集金していたことが確認でき、集金人に納付していたとする申立人の主張を裏付けている。

また、納付したとする保険料額は当時の保険料額と一致し、申立内容に不自然な点はみられない。

さらに、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間における国民年金保険料が未納であることが判明した。
金融機関で納付書により、納付しており申立期間について未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

20 歳から昭和 46 年 3 月に厚生年金被保険者となるまで申立人の国民年金保険料は未納であるが、その後、厚生年金被保険者の資格を喪失し、48 年 12 月に再び国民年金被保険者となつてからは、申立期間を除き、国民年金の加入期間について申立人は保険料をすべて納付している。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、また申立期間以外の納付状況は、ほぼ納付期限内に納付されていることから、申立人の国民年金に対する納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

国民年金保険料は、20歳の時から結婚するまで、当時、保険料を管理していた父親が、父親自身と母親の分と一緒に役場で納付していたと聞いている。申立期間中、両親の保険料は納付済みとなっているのに、自分の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間（468 か月）について、保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、国民年金保険料を納めていたとされている申立人の父親及び母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和42年8月8日となっているが、納付記録では翌年度の43年4月から納付済みとなっており、申立期間の昭和42年度において加入手続を行いながら、保険料を納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

函館国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 1 月から 同年 8 月まで

昭和 47 年 7 月に町内会婦人部長の勧めで、国民年金に加入した。

加入当初から昭和 59 年度まで、付加保険料を含めて保険料を町内会の集金組織に支払っていた。

未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時、A 市役所が作成し、町内会集金組織を通じ、国民年金加入者に配布されていた「国民年金保険料収納カード」で、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで付加保険料も併せて保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人が加入当初から昭和 59 年 8 月まで保険料を支払っていたとする町内会集金人は、57 年度については存在が確認でき、その在任期間は町内会集金人名簿が既に廃棄されており不明だが、町内会役員として 59 年 4 月まで存在していたことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 47 年 7 月から任意加入し、申立期間を除く国民年金加入期間については、付加保険料を併せた保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月

昭和 25 年以降、現在までずっと自宅で小売店を営んでいる。申立期間当時、国民年金保険料は町内の納付組織に納付していた。

年金の受給手続を行った時、申立期間が未納であることを初めて知ったが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月間と短期間であるとともに、申立人は、昭和 36 年 4 月以降、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人が居住する地区には国民年金保険料の納付組織が存在していたことが確認できる。

さらに、申立人は、同一集金人に保険料を納付していたと供述しており、当該人物は、申立人が居住する地区の納付組織の集金人として存在していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間及び57年3月の国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和57年3月

昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料は、妻が私と妻自身の二人分の保険料を特例納付しているのに私の保険料だけが未納となっている。また、昭和57年3月当時は、W市の会社を退職後、すぐにY町に転居した際に私が住所変更手続と一緒に国民年金加入手続を行った。漁師だったので漁業協同組合の担当者に事務処理をしてもらい役場に納付していたのを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が特例納付（昭和47年6月7日納付）したのは、申立人が会社を退職（昭和47年6月10日資格喪失）する直前の時期であり、申立人が退職するにもかかわらず、特例納付できたのは経済的に余裕があったためであることが推認される。また、専業主婦の妻が自分の国民年金保険料だけを2年分（10,800円）特例納付したとは考えにくい。

昭和57年3月の国民年金保険料については、W市の会社を昭和57年3月1日に資格喪失しており、転居先のY町で手続した際、3月分を未納にしたまま4月分から納付するのは考えにくい。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月に連番で払い出されており、国民年金制度発足時からの加入者であり、申立人は国民年金の加入期間について申立期間を除き

保険料をすべて納付しており、その妻の国民年金の加入期間についてもすべて納付していたことから、夫婦共に納付意識が高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

釧路国民年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年7月から 62 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年7月から 62 年3月

国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、申立期間中の保険料を、夫の分とともに集金人に納付したのに、夫は納付済みとされ、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市では、当時、国民年金推進員が申立人宅を訪問し、国民年金保険料の集金を行っていたとしており、市の国民年金被保険者名簿において、昭和 62 年4月から平成3年4月までの納付年月日が夫婦同一であることが確認できる。

また、申立人は、社会保険労務士を通して申立人の種別変更手続とその夫の国民年金への加入手続を一緒に行なったとしているところ、社会保険庁の記録によれば、申立期間中の保険料を、申立人の夫は昭和 62 年1月から4月にかけて納付しており、申立人が夫とともに保険料を集金人に納付することが可能であったにもかかわらず、夫の保険料だけを納めて、申立人の保険料を納めなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、申立期間後に1か月の未納と2か月の未納がある以外は、未納が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料について納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年3月まで
社会保険事務所に照会したところ、昭和49年4月から50年3月までは国民年金保険料が未納であるとの回答を得た。
昭和50年ごろに市役所職員の勧めで夫婦同時に国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を2年度分納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦同時に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号は昭和50年11月29日に夫婦同時に払い出されている。

以後、申立人及び妻はそれぞれ60歳の到達する前月（申立人は平成13年7月、妻は平成12年5月）まで未納は無く、記録で確認できる昭和50年度から平成5年度までは、昭和56年度を除き、夫婦の保険料は同一日に納付されていることが確認できる。

また、昭和49年4月から50年3月までについては、申立人の保険料は未納となっているが、その妻は昭和50年11月4日に保険料を一括で過年度納付しており、上記申立人夫婦の保険料の納付状況からみて、申立人のみ未納であることは不自然であり、妻の納付日に申立人の分も併せて納付したと考える方が合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②は国民年金保険料が未納となっているが、申立期間①は A 市役所又は町内の徴収係に月 100 円を、申立期間②は近くの銀行で国民健康保険料と一緒に月 1,100 円を納めている。

友人と同程度の期間の国民年金保険料を納めていたのに、友人より受給金額が少ないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 12 月に払い出され、その時点において時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

また、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、3 か月と短期間である。また、申立人の記憶によれば、当時、納付期限が過ぎながらも未納期間の保険料を納付していたとしており、そのことは納付記録からも確認できる上、納付状況（金額、金融機関で納付書納付）の主張もおよそ一致している。

さらに、昭和 54 年 4 月以降はすべて納付期限内に納められていることから、国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私の父が、妻の分と併せて特例納付したはずである。

妻の分は納付済みとなっているにもかかわらず、息子である私の分だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人の分と併せて納付されたと申立人が主張するその妻の保険料は、申立期間を含め、すべて納付済みとなっている。

また、申立人の妻は、昭和49年11月18日に申立人の亡き父が申立人の申立期間と一致する期間の保険料を特例納付したとする領収証書を所持していることから、申立内容に信^{びょう}憑性が認められる。

さらに、申立人の父は、「5年年金」に加入しているほか、申立人の母も保険料を完納しており、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から44年3月まで
当時、国民年金保険料については、夫が、私と夫の二人分を併せて役場支所で納付していた。
夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人と一緒に保険料を納付していた申立人の夫は、申立期間を含めすべて納付している。

また、申立人が保険料を納付したと主張している役場支所では、申立期間当時、国民年金保険料の収納事務が行われていたことが関係者の証言により確認できる。

さらに、申立人は、昭和53年2月以降、国民年金に任意加入していることから、納付意識が高かったものと認められる。

加えて、当初、未納とされていた昭和58年4月から同年6月までの期間に係る申立人の納付記録が、市町村の被保険者名簿により納付済みに訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性が伺われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで
昭和47年に国民年金手帳を交付されてからは、夫婦共に国民年金保険料をしっかりと納めてきたはずであり、申立期間のみが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始した昭和47年4月以降、加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、夫婦で自営業を営み、経営も順調であったと主張しており、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和48年4月から50年3月までの期間及び納付日が確認できる平成元年4月以降の国民年金加入期間について、すべて現年度納付していることから、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで
昭和47年に国民年金手帳を交付されてからは、夫婦共に国民年金保険料をしっかりと納めてきたはずであり、申立期間のみが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、保険料の納付を開始した昭和47年4月以降、加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、夫婦で自営業を営み、経営も順調であったと主張しており、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和48年4月から50年3月までの期間及び納付日が確認できる59年4月以降の国民年金加入期間について、すべて現年度納付していることから、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 38 年 3 月まで

20 歳前に結婚し、20 歳のときに地域の納付組織の役員に勧められて国民年金に加入し、夫の分とともに納付組織に毎月保険料を納付した。夫の保険料は、すべて納付済みであるが、私の分は納付記録では①昭和 36 年 11 月から 37 年 3 月までの期間が未加入、②37 年 4 月から同年 9 月までの期間が未納、③37 年 10 月から 38 年 3 月までの期間が全額免除とされており、免除申請した記憶も無くすべて納付したはずであるので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張によれば、申立人は、20 歳のときに地区の納付組織の役員を通じて国民年金への加入手続きを行い、その後は、毎月、夫婦二人分の保険料を納付組織に納付したとのことであるが、当時（昭和 36 年 10 月）、申立人の世帯が納付組織に保険料を納付していたことは、P 市町村の被保険者名簿の記録により確認でき、納付組織の集金が毎月行われていたことは、近隣の住民の証言により確認できる。

また、納付組織では、毎月集金した保険料をその都度、P 市町村に納付しておらず、年 1 回程度にまとめて納付していたことが、申立人の夫の納付記録から確認でき、納付組織での会計処理に誤りがあった可能性は否定できない。

しかも、申立人が全額免除とされた期間（昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月まで）に係る申立人の夫の保険料の納付記録では、昭和 37 年 11 月 30 日付けで前納期間を含む 37 年 4 月から 38 年 10 月までの保険料が納付さ

れており、申立人が全額免除とされている一方で、その夫は翌年度の6か月分の保険料を前納したとされているとともに、社会保険事務所の特殊台帳の記録では、全額免除であれば記載されるべき全額免除の記録が無いなど不自然な納付状況となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和37年12月27日、資格取得は同年4月1日とされているが、仮に、申立人の資格取得手続が昭和37年12月ごろに行われた場合でも、本来であれば強制加入期間となる20歳に遡^{そきゅう}及した資格取得となっていない点については不自然である。

加えて、申立人は、当時の保険料額を正しく記憶しており、また、夫婦一緒に納付したと主張する夫の保険料は、申立期間を含め、すべて納付済み、申立人も申立期間を除きすべて保険料は納付済みであり、申立てに係る主張についても不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

夫に扶養されている妻も国民年金に加入したほうがよいということを経済で聞き、夫と相談して国民年金に加入した後、保険料は、夫の給料から役場の出張所や金融機関に納付していた。年度の途中で納付をやめたことはないので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月に国民年金に任意加入して以来、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、申立期間前の昭和 58 年度及び 59 年度は前納により一括納付し、申立期間直前の昭和 60 年 4 月から 9 月までは毎月月末に規則正しく納付していることなどから、保険料の納付意欲が高かったことが認められ、申立期間のみ保険料を納付していないとするのは不自然である。

また、申立期間当時、申立人の夫は大手企業に勤務し厚生年金保険に加入しており、申立人が年度の途中で国民年金保険料の納付を止める特別な事情があったとは考え難い。さらに、申立人が当時、保険料を納付していたとする A 町 B 出張所で保険料収納事務を行っていたことが確認できる。

加えて、申立期間は 6 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険庁に照会したところ、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分の保険料が未納となっていることが分かったが、52 年 10 月に任意加入してから 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで、保険料はすべて納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、3 か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、特に昭和 52 年 10 月から 61 年 3 月までは任意加入期間であったにもかかわらず保険料を納付していたことから、保険料の納付意欲が高かったものと考えられ、申立期間のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、納付場所は自宅に近い A 農協 B 支店であり、納付書は 3 か月分を一括で納付するものであったとしており、その内容は具体的で信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

埼玉国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月まで

社会保険庁に照会したところ、昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月の 4 か月分の保険料が未納となっていることが分かったが、ほかの期間については未納とすることなく納付しており、申立期間のみ未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、特に昭和 51 年 12 月から 60 年 11 月までは任意加入期間であったにもかかわらず保険料を納付していたことから、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、申立期間のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、その夫の年齢や加入する年金制度にあわせて第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切り替え手続きも 2 回実施しており、いずれも適正に手続を行っている。

さらに、申立期間は、4 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

茨城国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料は納付していたもの認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和49年10月から同年12月までの保険料が未納になっていることを知った。48年6月に国民年金に任意加入して以来、任意加入期間については、完納した自信があり、3か月未納とされていることに納得がいかない。申立期間の保険料はA村役場に納付した記憶があるので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和49年当時の家計簿には、申立期間中の社会保険料についての記載があり、そこには「年金 1,000」と記載されている。申立人によると、当時、切りの良い数字に切り上げて記入していたとのことであり、この金額は当時の国民年金保険料月額である900円と概ね一致する。

また、申立人が国民年金に任意加入した昭和48年6月から50年12月までの家計簿には、毎月、夫の給料日に必ず「年金」の記載があり、かつ、国民年金被保険者資格の種別変更手続も複数回にわたり適宜行われているとともに、年金受給要件を満たした後も高齢任意加入するなど長期間にわたって任意加入しており、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高いと認められる。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間について納付事実が確認できなかったと社会保険事務所から回答を受けたが、申立期間の前後はきちんと国民年金保険料を納付しており、申立期間だけ保険料を納付しないということは考えられないので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 7 月の婚姻を契機に国民年金に任意加入した後、それまでの強制加入期間の過年度保険料をすべて納付しており、未納期間の解消に努めていたことがうかがえるほか、44 年 7 月から 61 年 3 月までの任意加入期間の一部は前納により納付しているなど保険料の納付意欲が高かったものと考えられることから、申立人が、申立期間のみ保険料を納付しないと考えるのは不自然である。

また、社会保険庁の被保険者台帳により、申立人の転居ごとに住民異動手続及び保険料納付を適正に行っていることがうかがえ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しない事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の 6 か月を除き、40 年の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から46年3月まで

申立期間について、社会保険庁の記録では未納とされているが、私は、昭和44年4月の結婚を契機に現住所地に転居し、当時は集金に来ていた納税組合長に対して国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住している市役所の資料によると、当時、申立人の居住地区に納付組織が存在していたことが確認でき、その組合員名簿には申立人を含む申立人の家族の氏名が記載されていることから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと認められる。

また、申立人は、当時、同居していた夫の両親が、自分の分を含め家族全員の国民年金保険料を納付していたとしており、義父母及び夫の保険料が申立期間を含め国民年金加入期間すべてについて納付済みとされていることから、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に未納が無いこと、及び前納制度を利用して保険料を納付していることなどから、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかった旨を伝えられた。申立期間は、会社を退職後に国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、私か母親のどちらかが納付していたはずなので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の36年5か月のうち、申立期間である3か月以外には未納が無いなど、保険料の納付意識が高かったと考えられることから、昭和45年10月ごろと認められる国民年金の加入時点において同年4月までさかのぼって保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間である3か月のみが未納となっていることは不自然と考えられる。

また、申立人が、申立期間に居住していた市役所職員の証言によれば、当時、A銀行の職員が市役所に赴いて国民年金保険料の収納を行っていたことが確認でき、申立期間の保険料を市役所において銀行職員に納付したとする申立人の主張と一致する。

さらに、当時同居していた、申立人の母及び兄には未納とされている期間が無いことから、申立人の家族においても保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで
国民年金保険料は結婚前から納付しており、結婚後の申立期間当時は、納税貯蓄組合を通じて夫婦二人分の保険料を納付していた。夫の保険料は納付済みとなっているが、私の分だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人がA県B村（当時）からC県D市（当時）に転居した昭和49年1月から3か月間であり、社会保険庁及びB村の納付記録では未納となっているものの、転入したD市の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっている上、申立人と一緒に納付したとされる夫の分は納付済みとなっていることから、申立人の申立期間に係る保険料も納付されていたものと考えられる。

また、申立人の主張のとおり、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、納税組織としてE納税組合が存在していたことが確認できる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の夫も国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、夫婦そろって保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から46年3月まで

国民年金保険料は、毎月主人の給料からA銀行B支店で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度に深い理解がある夫の助言により、昭和41年10月から国民年金に任意加入したもので、申立人の申立期間は6か月という短期間であり、申立期間を除き保険料はすべて納付している。

また、申立人は、60歳になった平成4年8月以降も高齢者任意加入により保険料の納付を続け、平成7年4月以降は付加保険料も含めて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、納付方法について、昭和41年10月から44年12月までは保険料を集金人に納付し、45年1月から申立人の夫が退職する平成4年11月までは毎月夫の給料からA銀行B支店へ納付したという、その主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 11 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月から 46 年 3 月まで

昭和 46 年 4 月ごろ、A 市役所で国民年金の加入手続をした際に厚生年金の資格を喪失した 45 年 11 月からの国民年金保険料の未納を指摘され、5 か月分の保険料をまとめて市役所の窓口で支払った覚えがあるので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする A 市役所では、昭和 46 年 4 月当時、申立人の主張どおりの保険料収納に係る取扱いが行われていたことが確認できる。

また、申立人が納付したとする保険料は、申立期間の保険料の額とおおむね一致している上、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付時の状況並びに他の未納期間には保険料を納付していなかったことについて詳細に記憶しており、申立人の主張は申立内容全般にわたって信憑性^{びょう}があると認められる。さらに、申立期間は 5 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

昭和45年ごろから、国民年金保険料を3か月分ずつまとめて申立期間当時住んでいた近所のA郵便局かB信金で支払ってきたはずであり、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料納付先であると主張するA郵便局及びB信金は、申立期間当時存在していたことが確認できる上、申立人が居住していたC区では、昭和45年7月から国民年金保険料の納付書による金融機関での納付が行われていたことが確認できる。

また、C区においては、昭和48年4月に納付記録の管理が電算化されたが、その前後の期間に納付記録が訂正された事例が3件報告されており、申立人の納付記録についても過誤があった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間以外の未納期間については保険料を納付しなかったことを認めており、申立人の申立期間の保険料を納付したとの主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から54年9月まで
昭和54年7月ごろ、私と妻は、区役所から国民年金についてのお知らせのはがきを受け取り、区分庁舎に向かい、
「国民年金への加入は義務で強制であり、今、未納分を一括納付し、以降60歳まで納付し続ければ満額支給となる」との説明を受け、今までの未納分の保険料を納付することを決めた。その際、納付金額が夫婦で約90万円になることを教示され、後日、区分庁舎で納付した。それにもかかわらず申立期間の保険料が未納とされ、何度か抗議したが受け入れてもらえなかった。再度調査して正しい判断をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が特例納付したと主張している昭和54年7月は、53年改正法附則第4条による特例納付期間で未納分の一括納付が可能であり、納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額におおむね一致している。

また、当時の区広報紙から、区役所では、国民年金に関するお知らせのはがきを送付していたこと、東京都と合同で国民年金出張相談を区分庁舎内で開催していたことが確認でき、区分庁舎で納付した旨の申立人の主張に沿うものとなっている。

さらに、当時、申立人が経営していた個人事業は順調で月100万円程度の収入があり、特例納付の保険料を捻出することに支障は無く、申立人の実姉も申立人夫婦が特例納付したことを申立人から聞いた記憶があると証言しているとともに、その後は夫婦共に未納が無いことから、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から54年9月まで

昭和54年7月ごろ、私と夫は、区役所から国民年金についてのお知らせのはがきを受け取り、区分庁舎に出向いたところ、「国民年金への加入は義務で強制であり、今、未納分を一括納付し、以降60歳まで納付し続ければ満額支給となる」との説明を受け、今までの未納分の保険料を納付することを決めた。その際、納付金額が夫婦で約90万円になることを教示され、後日、区分庁舎で納付した。それにもかかわらず申立期間の保険料が未納とされ、何度か抗議したが受け入れてもらえなかった。再度調査して正しい判断をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が特例納付したと主張している昭和54年7月は、53年改正法附則第4条による特例納付期間で未納分の一括納付が可能であり、納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額におおむね一致している。

また、当時の区広報紙から、区役所では、国民年金に関するお知らせのはがきを送付していたこと、東京都と合同で国民年金出張相談を区分庁舎内で開催していたことが確認でき、区分庁舎で納付した旨の申立人の主張に沿うものとなっている。

さらに、当時、申立人の夫が経営していた個人事業は順調で月100万円程度の収入があり、特例納付の保険料を捻出することに支障は無く、申立人の義姉も申立人夫婦が特例納付したことを申立人から聞いた記憶があると証言しているとともに、その後は夫婦共に未納が無いことから、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

私と子供二人は昭和 48 年 3 月に子供の受験のために転居し、区役所で転入手続を行った。その際、区職員の指示に従って国民年金の手続も行い申立期間に係る国民年金保険料を納付した。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、48 年 6 月までの 12 年 3 か月の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、所持していた国民年金手帳から、半年分を前納している期間も多く認められ、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の夫は、申立人と同じ 12 年 3 か月の国民年金加入期間について、すべて納付していることから、申立人の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人とその夫は、昭和 48 年 7 月から、個人経営の事業を法人化して厚生年金保険適用事業所とし、夫婦共に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、以降平成 11 年 11 月まで引き続き厚生年金保険に加入しているなど、当時の経済状況は申立期間に係る国民年金保険料を納付するのに問題は無く、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
申立期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、国民年金保険料は 20 歳の加入時からずっと納付しており、申立期間の前後の期間は納付済みになっているのに、申立期間の 3 か月だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 11 月の 20 歳到達時から国民年金に加入し、結婚後も引き続き任意加入している。また、その後、厚生年金保険に加入しているが、次の厚生年金保険加入までの 2 か月のみについても、国民年金への切替手続を適正に行い保険料を納付するなど、納付意識は高いものと認められる。

さらに、申立期間は、強制加入から任意加入への種別変更の手続を行った月を含む期間であり、その前後の期間は納付済みとなっているにもかかわらず、その間の 3 か月のみ申立期間の保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から47年6月まで

申立期間の国民年金保険料は、自宅近くのS保育所でA市の出張相談があった際に、未納分はさかのぼって納付できることを聞き、妻の分と一緒に納付したので、自分の分が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張する時期は、第2回目の特例納付が行われていた時期で未納分の国民年金保険料の一括納付が可能であり、申立期間の妻の保険料は納付済みとされていることから、申立人及びその妻の保険料を納付したとする申立人の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人及びその妻の国民年金保険料納付日が確認できる昭和49年1月から同年9月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の保険料については、夫婦同一日に納付されていることが確認できるほか、申立期間後の47年7月からは夫婦共に国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の自宅(当時)近くのS保育所でA市が実施していた出張相談で特例納付の説明を受け保険料を納付したとの申立人の主張は、他の申立事案でも同保育所で出張相談が行われていたとの申立てがあることから、信憑性が高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

国民年金保険料収納記録について照会したところ、昭和59年4月から61年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。42年8月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納めているのに未納とされていることに納得がいかない。当時は、夫の弟の保険料と一緒に、婦人会の集金人に保険料を渡していた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年8月に国民年金に任意加入したが、事務手続上の過誤により強制加入として取り扱われていた。その後、申立人は、資格記録では59年4月に資格喪失しているとされているが、この時点でも強制加入として取り扱われていることから、資格喪失する理由が見当たらず、行政側の記録管理に瑕疵があったものと考えられる。

また、申立人が所持している当時の家計簿には、申立期間中、国民年金保険料相当額の記載が確認できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、A市は、申立期間当時、申立人居住地区では婦人会の役員が国民年金委員となって、保険料の徴収に当たっていたとしており、当時の国民年金保険料の集金方法は、申立内容のとおりであったことが確認できる。

加えて、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間中(21年4か月)は未納が無く、当時、一緒に保険料を納付していたとしているその夫の弟も申立期間中は保険料が納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

昭和45年1月に転居した当初は、町内会の集金人に、私が夫と二人分の国民年金保険料を支払っていた。その後、時期は定かではないが、納付書が送られて来るようになってからも、その都度、私が二人分の保険料をA市役所B地区事務所や金融機関の窓口で納付していた。保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、納付組織である町内会の集金人が持参する預り証と引き替えに国民年金保険料を支払っていたとの申立人の主張は、当時の集金人の証言と一致する。また、納付方法が納付組織における集金から納付書による保険料の納付に変更になったとの主張についても、A市から昭和47年度に印紙検認方式から納付書方式に変更したとみられるとの回答があり、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、国民年金保険料納付日が確認できる昭和44年4月から46年12月までの期間及び60年4月から同年7月までの期間の保険料は、いずれも夫婦の納付日が同一日で、申立人が夫婦二人分を納付していたとの主張に不合理な点はうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、集金人からは「A市から渡された預り証と引き替えに保険料を収納しており、未納があれば預り証が残ることになるためすぐに判明するはずであるが、当時未納となっていた者はいなかった。」との証言が得ら

れていることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (平成16年死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

昭和45年1月に転居した当初は、町内会の集金人に、私が夫と二人分の国民年金保険料を支払っていた。その後、時期は定かではないが、納付書が送られて来るようになってからも、その都度、私が二人分の保険料をA市役所B地区事務所や金融機関の窓口で納付していた。保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、納付組織である町内会の集金人が持参する預り証と引き替えに国民年金保険料を支払っていたとの申立人の主張は、当時の集金人の証言と一致する。また、納付方法が納付組織における集金から納付書による保険料の納付に変更になったとの主張についても、A市から昭和47年度に印紙検認方式から納付書方式に変更したとみられるとの回答があり、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、国民年金保険料納付日が確認できる昭和44年4月から46年12月までの期間及び60年4月から同年7月までの期間の保険料は、いずれも夫婦の納付日が同一日で、申立人が夫婦二人分を納付していたとの主張に不合理な点はうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、集金人からは「A市から渡された預り証と引き替えに

保険料を収納しており、未納があれば預り証が残ることになるためすぐに判明するはずであるが、当時未納となっていた者はいなかった。」との証言が得られていることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間及び42年10月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から42年3月まで
② 昭和42年10月から43年3月まで

申立期間は、A市役所年金課が町内の納税組合に委託して国民年金保険料を集金していた。納付金額は1か月200円から500円くらいであった。国民年金へ加入した時に保険料を一括納付した覚えがあり、金額は万単位だったと思う。

昭和38年2月より理容業を開業し、同居していた弟の学費や生活費は私が出していたので保険料が支払えないということは無い。社会保険庁の記録では未納となっているが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間は過年度納付が可能であり、申立人の資力には問題が無かったと認められる上、当時、A市役所敷地内に郵便局が存在し保険料納付が可能であったことから、申立内容には信憑性が認められる。一方、申立期間①のうち38年4月から40年3月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付したと考えるのは不合理と考えられる。

また、申立期間②は、申立人の生活面での変化等は見当たらず、申立人の主張のとおり納付組織による保険料の集金が確認できることから、当該期間が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間以降は保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間及び42年10月から43年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から43年3月まで

申立期間は、A市役所年金課が町内の納税組合に委託して国民年金保険料を集金していた。納付は夫に任せており、一括納付してくれていたはずである。毎月の国民年金保険料は私と夫の収入から納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が、その夫と連番で払い出されていたにもかかわらず、現在の基礎年金番号である国民年金手帳記号番号が新規に払い出されているなど、当時のA市の記録管理が不適切であったことが認められる。

このため、申立人の国民年金手帳記号番号払出日が、国民年金手帳記号番号払出簿に残っている昭和43年1月31日ではなく、実際にはその夫の払出日と同じ42年5月30日であると認められることから、申立期間の保険料は夫が申立人の分を含めて一緒に納付していたという主張に不自然な点はみられない。

また、申立人は、実際の国民年金手帳記号番号払出日と認められる昭和42年5月30日の時点で、申立期間のうち、40年4月から42年3月までの期間は過年度納付が可能であり、申立人の資力には問題が無かったと認められる上、当時、A市役所敷地内に郵便局が存在し保険料納付が可能であったことから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。一方、申立期間のうち37年7月から40年3月までの期間は、時効により保険料を納付する

ことができない期間であり、当該期間の保険料を納付したと考えるのは不合理と考えられる。

さらに、昭和42年4月から43年3月までの期間は、申立人の生活面での変化等は見当たらず、申立人の主張のとおり納付組織による保険料の集金を確認できることから、当該期間が未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間以降は保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで

私は、国民年金制度の発足時に自治会で手続を行い、保険料は昭和 36 年 4 月から自治会費と共に自治会の集金方法に従って納付してきた。夫が 54 歳のころ、年金の受給額を社会保険事務所で調べた際、夫と共に私の保険料納付記録にも未納期間があることが判明したが、自治会の集金方法で間違いなく納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年に国民年金手帳記号番号の払出しを受けて以降、申立期間を除き、国民年金の加入期間は保険料をすべて納付しており、保険料納付に対する意識が高かったと認められる。

また、申立人の主張どおり、申立人が居住していた地域では、当時、自治会組織による保険料集金が行われていた事実があるなど、申立内容に不自然さはみられないことから、国民年金手帳の払出しを受けた昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付し、その後、同年 7 月から 37 年 3 月までの保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで

私は、国民年金制度の発足時に自治会で手続を行い、保険料は昭和 36 年 4 月から自治会費と共に自治会の集金方法に従って納付してきた。

54 歳ごろ、年金の受給額を社会保険事務所で調べた際、保険料納付記録に未納期間があることが判明したが、自治会の集金方法で間違いなく納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年に国民年金手帳記号番号の払出しを受けて以降、申立期間を除き、国民年金の加入期間は保険料をすべて納付しており、保険料納付に対する意識が高かったと認められる。

また、申立人の主張どおり、当時、申立人が居住していた地域では、自治会組織による保険料集金が行われていた事実があるなど、申立内容に不自然さはみられないことから、国民年金手帳の払出しを受けた昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付し、その後、同年 7 月から 37 年 3 月までの保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月まで
20 歳になった時に自ら国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、その後、国民年金保険料の納付書が届き、その納付書により保険料を納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、約 30 年間の国民年金加入期間中、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているほか、昭和 57 年度以降については、63 年度を除き国民年金保険料を前納し、かつ、60 年度以降は付加保険料も納付している。また、同居していた申立人の母は、申立期間を含め国民年金に加入し、国民年金の加入期間の保険料はすべて納付済みとなっているなど、申立人及びその家族の国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 38 年 7 月 24 日であり、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料として全期間納付可能であった。

加えて、申立人が当時居住していた A 市では、過年度保険料の収納については取扱いをしていなかったことから、社会保険事務所より納付書が届き、これにより申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張は、昭和 37 年 4 月に出された厚生省（当時）の通達で示されている過年度保険料の督促事務の手順とほぼ符合している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで

昭和40年ごろ、妻と共に国民年金に加入し、妻の保険料と併せ、現年度保険料と一緒に36年4月から40年3月までの過年度保険料を数か月分ずつ集金人に支払った。昭和38年10月から39年12月までは納付済みとなっているのに、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和40年12月10日であり、これを基準にすると、36年4月から38年9月までの保険料は時効により納付することができない期間である。

また、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す家計簿等の関連資料及び周辺事情が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、昭和40年12月ごろに国民年金の加入手続を行い、その時点で納付可能であった38年10月以降の国民年金保険料から納付開始したと考えるのが自然である。

2 申立期間②について

申立人は、申立期間以外はすべて国民年金保険料を納付している上、申立人及びその妻の納付記録が確認できた昭和45年4月から49年11月までの期間及び52年4月から55年3月までの期間の約8年分について、夫婦の国民年金

保険料の納付年月日が一致しており、夫婦が一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張と符合する。

また、A市が保管していた国民年金被保険者名簿によると、申立人の昭和40年1月から同年3月までの記録が納付から未納に訂正されているが、かかる訂正を行う合理的な理由は見当たらない。さらに、同時期の申立人の妻の納付記録は、社会保険庁で未納とされていたものが、A市の国民年金被保険者名簿が納付とされていたことから納付と訂正されているなど、申立期間②に係る納付記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 7 月に妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、その際、現年度保険料と併せて、申立期間の国民年金保険料を二人分過年度納付した記憶がある。

このため、申立期間について、妻の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の改正により強制適用となった昭和 61 年 4 月から 60 歳までの国民年金加入期間については、申立期間（1 回、12 か月）を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人の妻も 61 年 4 月から同じく 60 歳までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその妻は、昭和 62 年 7 月に同時に国民年金の加入手続を行った後、同年 4 月から申立人が 60 歳になるまでの 3 年 5 か月分の国民年金保険料をすべて同日に納付していることから、申立期間についても夫婦が一緒に過年度納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から同年9月まで

私は、昭和52年8月から55年1月までの2年6か月分の国民年金保険料については、54年10月から、2年遅れの過年度納付ではあるものの3か月ごとに集金人に納付してきた。

また、当時、一緒に国民年金保険料を現年度納付していた妻については、私の申立期間の過年度保険料と同日に納付したとみられる期間（昭和55年7月から同年9月まで）の現年度保険料が納付済みとされていることから、申立期間について未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、昭和54年10月から57年3月までの間に3か月ごとに11回にわたって過年度納付されている中の1回であり、申立期間以外の10回分の国民年金保険料は納付済みとされていること、及び申立人は厚生年金保険の加入後（昭和55年2月）もそれまでの国民年金保険料を過年度納付しており国民年金保険料を納付する意欲があったとみられることから、この期間だけが未納となっていることは不自然である。

また、申立人が国民年金に再加入した昭和52年8月以降について、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付記録をみると、申立人が過年度保険料、申立人の妻が現年度保険料との違いはあるものの、申立てのとおり、3か月ごとに夫婦が同日に納付していることが確認でき、また、申立人の妻は、国民年金の加入後、申立期間を含む60歳まで、国民年金保険料をすべて納付している。

なお、申立人が居住していた市では、国民年金の過年度保険料についても集金人が預かり、国民年金仮領収書を発行する取扱いを行っていたことが関

連資料から確認でき、申立人の主張と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から39年5月まで
会社を辞め、自宅に戻った際、叔母の勧めで国民年金に加入した。国民年金保険料については、町内会の組長が集金に来て、納付していた。

支払いは家に月々生活費を入れていたため、その中から家族が納付していたはずであるので、金額は分からない。ただ、家族には念を押して支払いを頼んでおいたので、1年もの長い期間納付しないということは、あり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間の国民年金保険料をすべて納付しており、付加保険料も納付するなど、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していた養母は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から満60歳に到達するまでの期間の保険料を完納している。さらに、申立期間当時、申立人は調理師として十分な収入があり、家に月5,000円程の生活費を入れていたことから、申立期間の保険料(月100円)は納付できない金額ではなく、事実、昭和36年9月に国民年金被保険者の資格を取得してから申立期間直前の38年3月までは納付済みとされており、家族が代わりに納付していたとする申立てに不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 9 月まで

昭和 56 年 3 月に大学を卒業後、大学の非常勤講師として勤務していたが、収入が少なく、国民年金保険料の支払いが困難であったため、市役所に相談したところ、払えるようになるまで払わなくてもいいと言われた。

時期は明確ではないが、少なくとも結婚する前に、突然、保険料未納のお知らせと納付書が送られてきた。

そのとき、金額が大きかったため、親からお金を借りて全額納付しており、申立期間の保険料も含めて払ったと思うので、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が婚姻する 1 年前の昭和 58 年 5 月に払い出されており、その時点であれば、申立期間の国民年金保険料は時効とならないこと、申立人が納付したと記憶している国民年金保険料は、申立期間に係る保険料とほぼ一致していること、及び申立人が記憶している納付書の色等の特徴が、確認できた当時のものの特徴とほぼ一致していることからみて、申立人の主張に不自然さは無い。

また、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間中、申立人と同居していたその母親は、同期間に国民年金に任意加入しており、年金に対する意識が高かったこと

も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和50年10月から同年12月まで

国民年金保険料は、自営業を営み経理一切を預かっていた亡夫が、夫婦二人分を一緒に納付していた。納付に関する資料や当時の帳簿類等は残っていないが、納付していたことは間違いないので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金の資格を取得した昭和37年4月以降の夫婦の納付状況をみると、申立期間①を除いて48年9月まではすべて現年度に国民年金保険料が納付されており、経過的に未納となった期間についても、その直後の納期に納付されていることが確認でき、この間の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間①については、特殊台帳において催告があったことが確認できないほか、当時は手帳に検認する方式となっていたことから、申立人としては未納となっておれば当然その事実に気づき、前記のような納付意欲の高さに鑑みれば、納付していたと考えるのが相当である。

他方、その後、申立期間②③を含めて長期未納を生じる事態となり、催告を受けて昭和53年11月、54年7月及び同年12月に未納保険料をさかのぼって納付しているが、53年11月の時点においては、申立期間②及び③について時効により過年度納付が不可能な時期となっており、申立人の主張は認めることができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から同年12月まで

昭和36年4月に国民年金に加入して以来、自宅に集金に来る女性の集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に私が支払っていた。未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入して以来、60歳に到達する平成5年12月まで、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っているとともに、国民年金被保険者期間については、申立期間を除きすべて保険料を納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の夫が日々現場の仕事に出掛け、申立人が家計を預かる状況の中で、申立人は、自宅に集金に来る女性の集金人に夫婦分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしており、申立期間当時、申立人の居住する地域において、女性を中心とする集金人制度があったことが確認できることから、その説明には不自然な点は認められない。そのような中で、申立期間について、申立人の夫の保険料は納付済みとなっている。

さらに、昭和47年6月の厚生年金保険加入時に、同年6月の国民年金保険料450円が還付されたことが確認できるが、仮に申立期間が未納であれば、当該還付金はこれに充当されるべきところ、充当された記録が見当たらないことから、この時点において未納は無かったと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで
昭和 38 年 12 月に結婚し、同月の国民年金保険料から納付してきたが、社会保険庁の記録では、39 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料が未納となっている。

当時、国民年金保険料を市役所の窓口で年に 1 回から 2 回の頻度でまとめて納付しており、納付書が送付されてきたときには必ず納付していた記憶がある。前後の期間は納付済みとなっているので、当該期間も年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳から 60 歳までの国民年金加入期間について、12 か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 38 年 12 月から 39 年 3 月までの期間及び 41 年 10 月から 42 年 3 月の期間について検認印が無いものの、社会保険庁の記録では納付済みとなっており、これらの期間は納付書による過年度納付を行っていることが認められ、申立内容に合致している。

さらに、申立期間である昭和 39 年度分についても検認印が無いものの、申立人は昭和 41 年 2 月に市役所の窓口で 40 年度の国民年金保険料を一括して納付しており、その際、当時の取扱事務の内容から未納となっていた前年度分の納付書の交付を受けていたことがうかがわれることから、39 年度分の国民年金保険料を過年度納付していたとすることに不自然さは無い。

加えて、国民年金記号番号が払い出された当該年度だけが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年3月まで

昭和51年5月に結婚し、同年6月に婚姻届と同時にA市で国民年金の加入手続をした。昭和49年4月から51年3月までの保険料については、夫がまとめて支払っており、51年4月からの保険料は、夫が夫婦二人分を一緒に支払っていた。49年4月から50年3月までの1年分の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和50年4月から平成16年7月に厚生年金保険に加入するまでの期間について、すべて国民年金保険料を納付している。

また、申立人の夫は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、昭和51年4月から平成16年6月までの国民年金保険料については、夫婦共に同一日に納付されていたものと推認され、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から考えて、昭和50年度分の国民年金保険料は過年度納付したものと推認されるが、49年度分の保険料についても過年度納付することができたにもかかわらず、50年度の1年分だけを納付し、49年度の1年分を納付しなかったというのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月及び同年 3 月

申立期間の国民年金保険料については、父が、私達夫婦の二人分を銀行で納付しており、また、私の昭和 62 年分の所得税の確定申告書にも社会保険料控除に計上していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 62 年分の所得税の確定申告書控には、申立人の国民年金保険料の支払額が記載されており、その額は、申立期間を含む 1 年間に納付すべき国民年金保険料額と一致している。

また、申立人夫婦の申立期間については、夫婦共に昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の 2 か月と短期間であるとともに、夫婦いずれも、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月及び同年 3 月

申立期間の国民年金保険料については、義父が、私達夫婦の二人分を銀行で納付しており、また、私の昭和 62 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿にも社会保険料控除に計上していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 62 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写しには、申立人の国民年金保険料の支払額が記載されており、その額は、申立期間を含む 1 年間に納付すべき国民年金保険料額と一致している。

また、申立人夫婦の申立期間については、夫婦共に昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の 2 か月と短期間であるとともに、夫婦いずれも、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月から46年11月まで

昭和46年11月25日の結婚後間もなく、役場職員から、私が国民年金に未加入であること、及び特例納付期間の今ならばさかのぼって保険料が納付できることを教えてもらい、それを聞いた義母が、役場へ行き、私の国民年金の加入手続と、私が20歳になった昭和41年10月から46年11月までの保険料を全額一括納付してくれた。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした昭和46年12月以降、全く未納期間が無い。そして、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の姑についても全く未納期間が無いほか、姑の国民年金の資格取得日は国民年金制度発足前の35年10月1日となっており、国民年金保険料の納付意識が極めて高かったことがうかがえる。

また、申立期間に係る保険料納付を行ったとする時期は、特例納付の実施期間であるとともに、申立人及び申立人の義母の説明に不合理な点はみられず、当時の役場職員や親戚等から、申立人の義母が、申立人の国民年金保険料を一括納付したと当時聞いたことがあるなどの証言書の提出が得られた。

さらに、申立人の国民年金の加入手続は、結婚に伴う住民票の異動直後に行われており、申立人の資格取得日は、本来、20歳となる前日の昭和41年10月22日とすべきところであるが、実際には46年12月1日とされており、行政の資格取得手続に不適切な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 45、46 年ごろ、近所の友人から、今なら 36 年 4 月にさかのぼって国民年金保険料を納付できると教えてもらったため、役場に国民年金の加入手続に行き、36 年 4 月にさかのぼって保険料を納付したい旨を伝えた。すると、役場から保険料額が提示され、あらかじめ用意していったお金で支払いのできる金額であったので、その場でまとめて数万円を支払ったが、現在、社会保険事務所にはこの時に支払った保険料の納付記録が無い。

私は、国民年金加入後、近所に住む小学校時代からの別の友人の女性に、今なら 36 年 4 月にさかのぼって国民年金保険料を納付できることを教えてあげ、彼女は、その時に 36 年 4 月までさかのぼって納付した保険料の納付記録があると聞いた。私だけさかのぼって納付したという記録がないのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 36 年 4 月にさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているのは特例納付制度のことであると思われるところ、45 年 7 月から 47 年 6 月までは、特例納付が可能であった期間であるとともに、納付したと申し立てている金額についても、申立期間の国民年金保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、小学校時代からの友人の女性に、さかのぼって国民年金保険料を納付できることを教えたとしているが、当該友人女性については、保存されていた社会保険事務所の被保険者原票及び役場の被保険者台帳によ

り、36年4月から42年5月までの国民年金保険料が47年6月30日付けで特例納付により納められていることが確認できる。

さらに、当該役場は、当時、町民が過年度納付や特例納付のために役場に国民年金保険料を持ってきたときには、納付書を発行して本人に銀行等に納付しに行ってもらうのではなく、役場でその国民年金保険料を預かり、後日職員が銀行等に行き、納付者の名前で納付書を書き、代理で納めるという取扱いをしていたと説明している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 50 年 10 月に国民年金に任意加入し、以後、欠かすことなく国民年金保険料を納付していた。

また、夫が会社を退職した昭和 55 年 2 月には、夫の国民年金加入手続を行うとともに、同年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付している。夫の国民年金保険料だけを納付して、私の国民年金保険料を納付し忘れることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 10 月 8 日に国民年金に任意加入しており、以後、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとされている。

また、申立人の納付場所、納付方法等についての記憶は詳細かつ具体的であり、その内容は確認できた当時の状況と合致し、申立内容に不合理な点は認められない。

さらに、申立人夫婦の納付年月日が確認できる昭和 60 年 4 月から平成 15 年 11 月までの国民年金保険料の納付日は、夫婦とも同一日であり、かつ、すべて納付期限内に納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 45 年ごろ、自衛隊を退職後、国民年金に未加入であったが国民年金の加入について知り、昭和 48 年ごろに加入手続をした。いったんは全額申請免除していた期間もあるが、申立期間が含まれる昭和 50 年度は納付しており、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した当初の昭和 45 年 7 月から 48 年 3 月までの期間を除き、申立期間以外は国民年金保険料をすべて納付している。また、納付年月日が確認できる昭和 60 年 4 月から平成 20 年 3 月までの期間の保険料は、1 か月分を除き納付期限内に納付していることに加え、その大半を前納し、付加保険料も納付している。さらに、昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間及び 51 年 4 月から 53 年 6 月までの期間は保険料の全額免除申請がなされていたが、その後追納していることから、年金制度に関する関心も強く、保険料の納付意識も高かったものと認められる。

加えて、申立人は、申立期間前後において免除申請を行っていたが、申立期間が含まれる昭和 50 年度については、将来の追納保険料の負担を考慮して意識的に納付していたと主張しており、事実、50 年度前半の保険料は納付済みとなっていること及び仮に申立期間について納付困難であったとすれば、申立人は免除制度について認知していることから、免除申請を行わず、未納としておくことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、平成7年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月
② 平成7年8月

母が私の代わりに銀行で国民年金保険料を納付してきたので、領収証は無いが納付していたはずである。申立期間以外は未納も無いので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立月数は2か月で、申立期間以外は、納付済みか申請免除となっている。また、申立人の母は、申立人が被保険者資格を取得した後の平成7年7月ごろに市から送られてきた現年度保険料の納付書により、同年4月から7月までの保険料を現金納付するとともに、銀行の口座振替手続を行っていることが確認できることから、現年度保険料に関しては、申立期間である平成7年8月も含めて全額納付する意思があったと認められる。

しかし、申立期間のうち平成7年3月の保険料については、申立人は3月生まれであり、申立人の被保険者資格の取得事務が職権適用により行われたと思われる平成7年7月には、過年度保険料となっており、社会保険事務所から現年度保険料とは別の納付書が送付されているが、申立人の母にはその記憶が無く、納付を失念していたと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成7年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、保険料免除の期間を除き国民年金保険料をずっと納付しており、未納は無いはずであり、申立期間については、市役所の納付書で銀行に納付した記憶があるので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳で国民年金に加入してから60歳到達の前月までの40年間、昭和45年度の2か月及び申立期間を除き未納は無い。

また、申立人は、20歳で国民年金に強制加入後、申請免除、任意加入等の手続を適時、適切に行っており、申立期間の属する昭和61年においても、任意加入と強制加入の種別変更手続が行われている。任意加入期間の昭和61年2月及び3月の国民年金保険料は、同年9月17日に過年度納付していることが確認できることから、約半年の間に2度の種別変更手続を適切に行い、その手続後に任意加入期間の同年2月及び3月の保険料を過年度納付しながら、強制加入期間である申立期間の昭和61年度の保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間（現年度納付）については、納付書で金融機関に納付可能であり、申立期間当時に申請した免除が却下されていることから、当時、保険料を納付するのに相応の資力があつたと考えられ、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から41年7月まで

市役所で婚姻届を提出した際に国民年金の未加入を指摘されたため、国民年金の加入手続を行い、未納分の国民年金保険料を一括して納付したはずであるが、社会保険庁の記録では、申立期間が未納となっているので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金の満額受給のために60歳以降に任意加入しているなど保険料の納付意識が高かったことが認められる。

申立人は、納付に関する当時の市役所とのやり取り等を記載した申立書を提出し、婚姻届を提出した際に市役所から未加入期間の保険料を支払うようにとの指摘を受けて父親にお金を借りて支払ったとするなど、保険料の工面の方法についての記憶が具体的であるとともに、申立てのとおりに婚姻後に国民年金の加入手続がとられ、その4か月後に申立期間以降の過年度保険料が一括納付されている記録があることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得年月日欄は、「昭和38年9月24日」とされていたものが「4*年8月1日」に訂正されているが、訂正の記載を誤ったことによってさらに上書きしたために年が判読できない状況となっている。市町村の国民年金被保険者名簿では、訂正後の資格取得年月日は昭和41年8月1日とされているが、適切な資格取得年月日は厚生年金保険の資格を喪失した40年8月1日であることから不合理であり、国民年金手帳の裏表紙には記載の経緯は明らかでないが「40.8」とあることから、記載を誤った訂正後の資格取得年月日が、市町村の被保険者名簿に正しく登

載されなかったため、未加入とされた申立期間の納付記録管理が適正に行われなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案23

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から52年3月まで

私は、昭和51年7月に勤めていた会社を退社し、国民健康保険の加入手続のため役場に行ったところ、国民年金の加入を勧められたので同時に国民年金の加入手続も行った。

後日、役場1階の窓口において、国民健康保険と国民年金の保険料を納付した際、国民年金保険料は1万円にも至っていなかったが、国民健康保険の保険料が驚くほど高額だったと記憶している。また、国民年金保険料については、その後、役場窓口で数回納付した。

領収証等は残っていないが、納付したのは事実であり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、町では、国民年金保険料は、原則として3か月ごとの納付であったことが確認できることから、申立人が国民健康保険料と一緒に納付したと主張する国民年金保険料については、申立期間当時の国民年金保険料額から勘案して、不自然さは無いとともに、その後、国民年金保険料を数回納付したとする申立人の主張についても不合理な点は見られない。

さらに、国民健康保険と国民年金については、役場1階の出納課で保険料を納付することとなっていたことが確認できるなど、申立人の納付状況についての記憶は詳細かつ具体的であり、その内容も確認できた当時の状況と合致し、申立人の申立内容を裏付けるものとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案24

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から46年3月まで

役場から「国民年金特例納付について」と題する昭和55年3月7日付けの文書を受け取り、役場へ行ったところ、役場の窓口で2回から3回に分けて納付ができると聞き3回に分けて納付した。平成6年3月に退職し、年金の受給手続に役場へ行ったところ国民年金保険料の未納が判明した。確かに納付しているので、何度も役場窓口へ行ったが未納とされたままであり、納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「国民年金特例納付について」と題する事務連絡文書には、役場の名称が印刷され、国民年金の受給要件を満たすために必要な期間と金額が記載されているなど、当時、役場から申立人に送付された文書であると認められる。

また、当該文書に記載された金額の下段には、申立人が国民年金保険料をすべて納付したときに書いたものであると主張している「昭和55年6月25日入金」との記載があり、文字に経年の変化が見られることから、申立人の主張する内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、結婚してから国民年金保険料を口座振替により前納してきたが、申立期間の国民年金保険料が未納となっている。しかし、当時の国民年金保険料については、夫及び義弟と共に納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に近接する昭和 47 年度の国民年金保険料については、市役所の記録上、重複納付を理由に 6 か月分の保険料が還付されているが、その際、未納の期間があれば充当されていたものと考えられることから、申立期間については未納とはなっていないものと考えられる。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料を完納している上、ほとんどの納付済期間において、保険料を前納しているとともに、申立人の夫及び義弟についても、国民年金加入期間について未納期間は存在せず、納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は、自営業を始めた昭和 57 年 9 月ごろ、市の集金人に促されて国民年金に加入し、その後、その集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料を完納している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人制度による国民年金保険料の集金が行われていたこと、及び申立人が主張する集金人が実在していたことがそれぞれ確認できる。

さらに、申立人は、当時の国民年金への加入経緯、集金人とのやり取り及び保険料の納付方法等について詳細かつ具体的に説明しており、保険料の納付方法に関し、申立人が主張する領収証の記載内容、様式及び大きさ等が市における当時の様式と一致していることなどから、申立人の主張は基本的に信用できると考えられる。

加えて、資格取得日に関し、船員保険を脱退した昭和 53 年 5 月ではなく、55 年 7 月に設定したことについて、申立人が集金人に加入を促されたと主張する 57 年 9 月時点では、55 年 7 月分までさかのぼって保険料を納付できる事実を集金人が存知したうえで、申立人に勧奨したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から同年12月まで

国民年金の保険料については毎月自宅に集金人が来ており、月額100円の保険料を兄の分とともに納付していた。

申立期間当時、私は住所地のA町役場（現在は、B市）に臨時職員として勤務しており、国民年金の担当者から未納の期間があると言われたことも無いし、納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

B市が保管する電算化した国民年金被保険者記録によると、申立人の申立期間中の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人とともに国民年金保険料を納付していたとされる申立人の兄も、国民年金加入期間について、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年3月の国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年8月まで
② 平成3年3月

昭和62年4月から平成5年3月までは国民年金保険料の免除申請を行っていた期間であるが、平成12年ごろ、このうちの平成2年4月以降の分については追納が可能であることを知り、納付書により、毎月、1か月分ずつ追納した。

社会保険庁の記録では、6か月分の国民年金保険料が未納（申請免除）とされているが、平成2年4月から平成5年3月までの分はすべて追納したはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①平成2年4月から同年8月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、また、申立人の記憶は明確でなく、追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、追納申出日が平成12年9月25日となっており、この記録から、申立人は2年9月分以降の国民年金保険料の追納が可能となるとともに、社会保険事務所が保管している追納保険料の領収済通知書において、12年9月の納付分のみが手書きで作成されている。このため、同年9月が最初に追納を行った月であり、当該申立期間については、申立人が追納を申し出た時点で既に10年を経過しており、

追納できなかったものと考えられる。

- 2 一方、申立期間のうち、②平成3年3月について、申立人は、追納の対象となった平成2年9月以降、3年3月を除く5年3月までの30か月を、すべて毎月期限内に納付していることが確認できること、及び申立人の保険料の納付方法に関する証言は詳細かつ具体的であり、その内容から、申立人は計画的に保険料を納付していたことがうかがえることから、②3年3月分のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②平成3年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

熊本国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 7 月まで
昭和 37 年 3 月 31 日付けで定年前に退職し、帰郷した。

帰郷して 2、3 か月過ぎたころ、行政区の区長から、昭和 36 年に国民年金保険への加入が義務付けられたので、37 年 4 月にさかのぼって国民年金保険料を納付するように言われたため、早速、夫婦二人分の国民年金保険料を納税組合に納付した。

当時の書類は見当たらないが、申立期間について国民年金保険料を納付した記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が集金に来ていたと主張している区長が実在していたことが確認できるとともに、申し立てている国民年金保険料額も当時の保険料額と一致しているなど、申立内容の全体を通じて不自然な点は見られない。

また、申立期間は、4 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間についての国民年金保険料はすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月及び同年 2 月

私は、20 歳の誕生日を迎えたとき、県外の専門学校の学生だったので、両親が国民年金の加入届を地元の役場に届け出た上で、保険料の納付免除申請の手続をした。

その後、昭和 62 年 3 月に結婚した後で、国民年金保険料の督促状らしきものが郵送されてきたので、すぐ役場に持って行き話を聞いたところ、「将来、年金を受給するときのために払った方がよい」とのことだったので、役場だったか、振り込みだったかはよく覚えていないが、納付した記憶があり、そのことは、夫も覚えている。

昭和 59 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料納付記録について、全額免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であるとともに、申立期間以外に、未納とされている期間は無い。

また、申立人は、昭和 62 年 3 月に結婚した後、国民年金保険料納付の督促状のようなものが郵送されてきたので、その書類を役場に持っていき、納付した記憶があるとしているところ、当時、管轄の社会保険事務所が納付免除者に対して追納を勧奨する通知を行っていたことが確認できる。さらに、申立人が追納したとする金額は、申立期間の追納額と矛盾しておらず、申立内容は信用できる。

加えて、申立人は、今までの年金加入期間を通じて厚生年金保険と国民年金の切替えを 2 回行っているが、これらの切替手続は、いずれも適切に行われている。このほか、申立人の夫も、年金加入期間を通じて、未納期間は無く、厚生年金保険と国民年金の切替えを適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月まで
昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

申立期間当時、国民年金保険料は、私の分も含め同居する両親が納付していたと考えられるので、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和 44 年 4 月 16 日であるものの、昭和 43 年度の保険料を過年度納付したことが推認され、申立期間についても過年度納付が可能な期間だったにもかかわらず、あえて申立期間のみ国民年金保険料を納付しないことは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた両親は、国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 51 年 10 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を市役所の窓口
に現金を持参して納付していた。資料は無いが、申立期間の前後は国民年金
保険料を納付しており、申立期間だけ納付していないことはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の 3 か月を除き、国民年金
保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その夫が厚生年金保険加入中のため、約 10 年間にわたり
任意加入しており、申立人の納付意識は高かったと思われる。

さらに、申立期間を含む長期間、申立人の夫は厚生年金保険適用事業所に勤
務し、申立人は、申立期間当時、生活状況に特段の変化は無かったと申し立て
ており、申立期間についてのみ未納となっているのは不自然である。

加えて、申立人は、任意加入期間中の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの 3
か月分を、53 年 4 月に過年度納付していることが確認でき、過年度納付を行
った時期に近接する申立期間を未納のまま放置して、その後も国民年金保険料
を納付し続けていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金
保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月

税金や国民年金保険料は、夫の分と一緒に役場で納付してきたにもかかわらず、平成 10 年ごろに役場で確認したところ、夫の国民年金保険料はすべて納付済みで、私の分は昭和 54 年度が未納であると言われた。再度調べてもらったところ、昭和 55 年 2 月分だけの未納に訂正されたが、国民年金保険料は、一期、二期、三期、四期と支払ってきたのに、申立期間の 1 か月分だけが未納とされていることに納得できない。

なお、領収書など証拠となるようなものは持っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 4 月に国民年金に加入し、役場における申立期間の未納の処理に抗議して国民年金保険料の納付を拒否する直前の平成 14 年 3 月までは、申立期間の 1 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫は、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和 60 年から平成 9 年度までの期間について、おおむね同一日に保険料を納付していたことが確認できるとともに、申立人の夫の保険料については、申立期間は納付済みとなっている。

さらに、申立人の主張のとおり、申立期間当時、国民年金保険料の納付は、期別納付が行われていたことが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

沖縄国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年9月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで

昭和56年度の国民年金保険料について、昭和56年4月から同年6月までは納付し、その後の期間については免除申請の手続をした。子供がいること、及び夫が体調を崩した上勤め先の倒産により離職していたことから納付が困難だった。夫と年の差があることから自分の分だけ免除申請の手続をした。翌年度から平成8年度までは、毎年市役所の窓口で免除申請の手続をした。

昭和56年7月から同年9月まで及び57年4月から58年3月までの国民年金保険料の納付記録が免除でなく未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和56年7月から同年9月までの期間については、申立人の夫が厚生年金保険に加入中で、免除申請ができない期間であり、国民年金保険料が免除されていたものとは考え難い。

また、申立人は、平成8年度まで毎年免除申請の手続を市役所の窓口で行ったと申し立てているが、昭和56年10月から平成9年3月までの期間のうち、②昭和57年4月から58年3月までの期間以外はすべて免除期間となっており、この期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間及び免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、また、60歳以後に任意加入するなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和57年4月から58年3月については、申立人の国民年金保険料は免除されていたものと認められる。

厚生年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月3日から同年6月3日まで

転勤で引き続き勤務しているはずが、昭和44年5月3日から同年6月3日までの1か月が厚生年金保険に未加入となっている。当時の辞令の写しや社内報の人事異動に関する記事を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の辞令の写し、社内報の人事異動に関する記事及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当時の辞令の写しでは、A社B工場から同社C工場（現在は、D社C工場。以下同じ。）への異動に係る辞令の公布日が昭和44年5月1日、発辞日が同年6月10日となっているが、事業主は、当時は、新任地において労務管理を開始した時点で転勤に係る厚生年金の資格取得及び資格喪失の手続きを行っており、申立人については、同年6月上旬ごろから同社C工場の労務管理が開始されたと推測されることとしていることから、同社B工場における資格喪失日を同年6月3日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月の社会保険事務所の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月13日から同年2月12日まで
厚生年金加入期間について照会したところ、昭和39年1月13日から同年2月12日までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。37年4月に就職してから平成8年12月に退職するまで支店間の異動はあったが、継続して勤務していた。労働者名簿があるので申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者名簿、在行履歴及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年2月12日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年12月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）本社における資格取得日に係る記録を昭和55年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年8月16日から同年9月16日まで

年金記録を確認したところ、昭和55年8月16日から同年9月16日まで、厚生年金保険に加入していないとの回答であった。保険料控除の事実が確認できる給与支給明細があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細、労働者名簿、健康保険組合作成の健康保険資格証明書及び雇用保険の記録により、申立人がC社（現在は、B社。以下同じ。）及びA社に継続して勤務し（昭和55年8月16日にC社D事務所からA社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細及び昭和55年9月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月28日から同年4月1日まで

A社に在籍していた期間の年金記録を照会したところ、昭和50年3月28日に同社C支社において資格を喪失し、同年4月1日に同社本社において資格を取得しているとの回答を得た。

A社には、昭和46年4月から平成15年3月31日まで継続して勤務しており、当時は転勤をただけである。

退職証明書や厚生年金基金連合会からの通知書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職証明書及び厚生年金基金連合会からの通知書により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年4月1日に同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年2月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 52

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支社における資格取得日に係る記録を昭和48年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月16日から同年6月16日まで
年金記録を確認したところ、昭和48年5月16日から同年6月16日まで、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。保険料控除の事実が確認できる給与支給明細があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細、労働者名簿、事業所作成の社会保険被保険者台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年5月16日に同社D本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和48年6月16日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 53

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月2日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和44年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月2日から同年7月1日まで
② 昭和44年8月31日から同年9月1日まで

社会保険庁の記録では、資格取得日が昭和44年7月1日となっているが、雇用保険の記録では同年6月2日となっており、また、資格喪失日が同年8月31日となっているが、その日は日曜日であるため、出勤日としては最終日に当たる8月30日付けでの退職として誤って届出が行われたと思われる。以上のことから、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る事業所に申立期間①の昭和44年6月から継続して勤務していたことが認められる。

そして、申立人及び同僚によれば、申立人は4月からアルバイトとして勤務していたが、6月ごろから社員に準ずる扱いとなったとしており、このことは上記雇用保険の記録からも確認できるところ、事業主は、雇用保険に加入させる場合には、当時から厚生年金保険にも加入させるという取扱いがあったとしている。このような勤務の継続性及び事業所の取扱いから判断すれば、申立人は、申立期間①の昭和44年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和44年6月の標準報酬月額については、同年7月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおり昭和 44 年 6 月 2 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、②昭和 44 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までについては、44 年 8 月 31 日まで勤務したことは、雇用保険の記録からも確認できず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから認められず、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことも、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、認めることはできない。

厚生年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月1日から同年7月1日まで

年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和61年6月1日である旨の回答をもらった。しかし、退職年月日は同年6月30日であり、保険料控除の事実が確認できる給与支給明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書、源泉徴収票、給与支払報告書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に昭和61年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書及び昭和61年5月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から、昭和61年6月の厚生年金保険料を納付したと主張するが、雇用保険と厚生年金保険の手続の一体性は無く、一方、厚生年金保険と一体に扱われている厚生年金基金における資格喪失日が61年6月1日となっていることから、事業主が、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る61年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万 3,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金被保険者記録を確認したところ、株式会社A本部における資格喪失年月日が、昭和 46 年 3 月 29 日となっているが、同年 4 月 1 日に転勤はしたものの退職ではなく、45 年 6 月 25 日に採用され平成 3 年 8 月 1 日に退職するまで、1 日も間をあげずに株式会社Aに勤務していた。B 厚生年金基金からの加入員あての通知にも 45 年 6 月 25 日から平成 3 年 8 月 1 日までの期間が記載されているため、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 厚生年金基金が保管する厚生年金基金台帳において、申立期間に係る資格喪失年月日について、昭和 46 年 3 月 29 日といった記載された後に同年 4 月 1 日に訂正されていることが確認できるため、事業主は申立人が同年 4 月 1 日に資格を喪失した旨の訂正届を社会保険事務所に行ったことが推認される。

加えて、雇用保険の記録及び株式会社Aが保管していた社員簿により、申立人が同社に継続的に勤務していたことが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 46 年 4 月 1 日に被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金台帳の記録から、3万 3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 50 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A 株式会社（当時）における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和 50 年 2 月 28 日に資格喪失となっているが、実際には、同日に転勤し、同年 3 月 1 日に資格を喪失している。厚生年金基金加入員証にも、加入員資格喪失年月日が「昭和 50 年 3 月 1 日」と記載されている。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間について当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、事業主に照会したところ、当時、厚生年金保険の資格の取得及び喪失に係る届は、複写式の様式を使用しており、厚生年金基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所に届出していたと回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 50 年 3 月 1 日に被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員台帳において、昭和 50 年 2 月の標準報酬月額が 14 万 2,000 円と確認できることから、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 54 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 54 年 8 月 1 日付けで、A 株式会社から系列会社の B 株式会社へ転職したが、A 株式会社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が 54 年 7 月 31 日とされている。厚生年金基金の記録では、厚生年金基金加入員資格喪失日が 54 年 8 月 1 日なので、54 年 7 月も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間について A 株式会社へ勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人は昭和 54 年 8 月 1 日付けで B 株式会社へ転職し、同社の厚生年金基金事務長に就任したとのことで、当時の資格喪失届は、複写式の届出様式により、同一内容のものが社会保険事務所と厚生年金基金に提出されているとの回答があった。

さらに、申立人の厚生年金基金の加入記録の加入月数は、厚生年金保険より 1 か月多い 359 月と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 54 年 8 月 1 日に被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和 54 年 7 月の標準報酬月額については、社会保険庁の申立期間前後の記録及び厚生年金基金の記録により、26 万円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和28年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月7日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年4月1日から同年9月7日まで

私は、昭和28年にA株式会社に就職し、同社のB県の事業所で働いていたが、社会保険庁の厚生年金被保険者記録では、同事業所に係る全部の記録が無い。

調査してもらったところ、申立期間の同事業所における厚生年金保険の加入記録の中に、C県で農業を営んでいた父親と同じ名で、私と同じ生年月日のものが存在することが判った。この記録は私の氏名と父親の氏名とを間違えて加入手続きが行われたものであると思われるので、申立期間について厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における厚生年金保険加入に係る事業所名、所在地、業務内容及び就職した経緯等の事情をはっきりと記憶しており、申立人と同じ列車で赴任した同僚がこれを裏付ける証言をしていることから、申立内容の信憑性は高いと判断される。

また、A株式会社にある申立人の生年月日で父親と同じ名の厚生年金被保険者記録は、厚生年金記号番号が同じ列車で赴任した同僚との連番となっている。

さらに、同僚の厚生年金被保険者記録についても、名の読み方を間違っ

記録されており、加入時の事務処理上の不手際から、申立人の加入記録が誤って父親名で記録されたと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 28 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 7 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、父親名の厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額と同じ 1 万円とすることが妥当である。

広島厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する平成6年3月26日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年8月から同年9月までの標準報酬月額は32万円、同年10月から同年11月までの標準報酬月額は34万円、同年12月から6年2月までの標準報酬月額は28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成5年8月31日から6年3月26日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、平成5年8月31日に資格喪失となっているが、実際には、6年3月26日に資格喪失している。

また、申立期間当時の給与明細書を見ると、厚生年金保険料も控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の離職年月日については、雇用保険記録において、平成6年3月25日であることが確認でき、また、給与明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、申立人の資格喪失年月日は、当初、申立人が主張する平成6年3月26日と記録されていたものが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（同年6月26日）の後の同年9月5日付けで、5年8月31日に^{てききゅう}遡及して訂正されている。このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、平成6年3月26日であったものと認め

られる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時の社会保険庁の記録により、平成5年8月から同年9月までの標準報酬月額は32万円、同年10月から同年11月までの標準報酬月額は34万円、同年12月から6年2月までの標準報酬月額は28万円とすることが妥当である。

福岡厚生年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和40年5月8日から41年8月21日までの期間については、事業主が、40年5月8日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得し、41年8月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていることが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から41年8月まで

平成19年5月28日に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和39年9月から41年8月までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

給与額、同僚の氏名等当時のことをよく覚えており、会社の退社時には「厚生年金証書」と「失業保険証書」と書かれた証書を渡された。

証拠となる書類は残っていないが、保険料を控除されていたことは記憶にあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立に係る事業所の工場の被保険者名簿において、申立人が昭和40年5月8日に資格を取得し、41年8月21日に資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが確認できる。

一方、申立期間のうち昭和39年8月から40年4月の期間については、社会保険事務所の被保険者名簿に申立人の名前が見当たらないこと、うち約3か月は厚生年金保険に加入していない他の事業所に勤務していたと申立人が思い出したこと、及び厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、被保険者資格を取得していたものと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人については、昭和 40 年 5 月 8 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41 年 8 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和 40 年 5 月 8 日から 41 年 8 月 21 日までの期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する事業所の被保険者名簿の記録において、被保険者資格取得時（昭和 40 年 5 月）及び 40 年 10 月の標準報酬月額が 1 万 2,000 円であることが確認できることから、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

沖縄厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間における厚生年金保険料（昭和47年4月まで）及び船員保険料（本土復帰後の昭和47年5月から48年3月まで）を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。また、事業主（船舶所有者）は、申立人が主張する昭和45年1月1日に申立人の厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（琉球政府）に行い、48年3月2日に雇止めに伴い被保険者資格を喪失した旨の届出を総合事務局運輸部に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格及び船員保険被保険者資格について、取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、本土復帰前の昭和45年1月から46年9月までは80ドル、46年10月から47年4月までは90ドルとし、本土復帰後の47年5月から47年9月までは、3万3,000円とし、47年10月から48年2月までの標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月1日から48年3月3日まで

昭和45年1月1日から48年3月2日までの期間は、船員として乗船勤務していたが、年金記録照会を行ったところ、この期間の厚生年金保険被保険者資格が無いとの回答をもらった。空白が生じるとは考えられないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している被保険者台帳記号番号払出簿及び医療保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が申立に係る事業所（A船）に勤務し、当該事業所に係る厚生年金保険の適用年月日である昭和45年1月1日（琉球政府の厚生年金制度の開始日）において、申立人が同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が所持している船員手帳を見ると、申立人は、昭和44年3月14日付けでA船に機関長として「雇入」され、48年3月2日付けで「雇止」

と記載されており、「雇入契約の更新又は変更」の欄には一切の記載が無いこと、さらに、同手帳では「雇入」から「雇止」までの期間は継続して機関長の職にあったことが確認できることから、申立人は、同年3月2日まで船員保険(本土復帰以前は厚生年金保険)の被保険者であったこと、及び申立期間について船員保険料(及び厚生年金保険料)の控除があったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和45年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格の取得の届出及び、48年3月3日に船員保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、本土復帰前の昭和45年1月から46年9月までは80ドル、46年10月から47年4月までは90ドルとし、本土復帰後の47年5月から47年9月までは、3万3,000円とし、47年10月から48年2月までの標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

国民年金 事案 147

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 44 年 3 月まで
昭和 45 年に区役所から通知が届き、国民年金保険料をさかのぼって一括納付できることを知り、父に相談してその年のうちに申立期間の保険料を一括納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年に国民年金に加入して一括納付したと主張するが、申立人の国民年金手帳は 46 年 9 月に交付されており、同年 10 月と 11 月の 2 回にわたり、その時点で時効にかかっていない 44 年 10 月から 46 年 9 月までの 2 年分の保険料をさかのぼって納付していることを踏まえると、45 年に昭和 44 年度分の保険料を納付せずに申立期間の保険料を納付しながら、その後の保険料を納付せずに 46 年に手帳の再交付を受けたとは考え難く、申立人の主張は合理性を欠くものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を一括納付した期間の記憶が曖昧で、かつ、納付金額を一切記憶していないなど納付状況が不明確である。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

国民年金 事案 148

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から8年3月までの期間及び9年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月から8年3月まで
② 平成9年9月から同年12月まで

私は平成6年3月から10か月程度、海外へ行っていたが、帰国後しばらくして、その10か月間の納付書が、3か月分か4か月分に分けて送られてきたと思う。当時の1か月あたりの保険料が1万円程度だったと思うので、計10万円を納付している。

加入手続及び納付場所についてはよく覚えていないが、公的な機関からの納付書が届いたので支払った。支払ったのは住民税ではないと区役所で聞き、国民年金保険料を支払った可能性があると思うため、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人には、納付したのが国民年金保険料であるとの記憶もない上、保険料の納付場所、納付方法、納付時期等に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 38 年 6 月までの期間、39 年 11 月から 40 年 1 月までの期間、41 年 7 月から 47 年 3 月までの期間、同年 4 月から 50 年 3 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 38 年 6 月まで
② 昭和 39 年 11 月から 40 年 1 月まで
③ 昭和 41 年 7 月から 47 年 3 月まで
④ 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで
⑤ 昭和 51 年 1 月から 同年 3 月まで

昭和 46 年 5 月に、固定資産税を納付するため市役所に行ったところ、国民年金に加入する義務があり、さかのぼって保険料を納付できると言われたことから、妻の母親に借金をして、昭和 46 年度分までの保険料を夫婦併せて市役所に一括納付した。

また、昭和 47 年度以降の保険料については、店の売上金等を集金に来ていた銀行員に、年払いで現金を預けて納付していた。

このため、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①昭和 37 年 10 月から 38 年 6 月までの期間、② 39 年 11 月から 40 年 1 月までの期間及び③41 年 7 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、46 年 5 月に市役所において一括納付したとしているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。また、当初申し立てていた金額は申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額と大きく異なっていたほか、国民年金手帳記号番号は 50 年 12 月に払い出されていること、申立人が初

めて交付されたとするオレンジ色の年金手帳は49年11月前には発行されていない年金手帳であることなどから、46年5月に国民年金の加入手続きを行い、一括納付したという申立人の主張は不自然であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間④昭和47年4月から50年3月までの期間及び⑤51年1月から同年3月までの期間の保険料については、保険料を納付していたことを示す関連資料が無い。また、申立人は集金に来ていた銀行員に預けていたとしているが、当該期間は夫婦共に未納となっているほか、申立期間④の47年4月から50年3月までの期間は、年金手帳の記号番号が払い出された50年12月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年3月までの期間、同年4月から50年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から47年3月まで
② 昭和47年4月から50年3月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで

昭和46年5月に、固定資産税を納付するため市役所に行ったところ、国民年金に加入する義務があり、さかのぼって保険料を納付できると言われたことから、母親に借金をして、昭和46年度分までの保険料を夫婦併せて市役所に一括納付した。

また、昭和47年度以降の保険料については、店の売上金等を集金に来ていた銀行員に、年払いで現金を預けて納付していた。

このため、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①昭和45年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、46年5月に市役所において一括納付したとしているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。また、当初申し立てていた金額は申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額と大きく異なっていたほか、国民年金手帳記号番号は50年12月に払い出されていること、申立人が初めて交付されたとするオレンジ色の年金手帳は49年11月前には発行されていない年金手帳であることなどから、46年5月に国民年金の加入手続を行い、一括納付したという申立人の主張は不自然であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの期間及び③51 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料については、保険料を納付していたことを示す関連資料が無い。また、申立人は集金に来ていた銀行員に預けていたとしているが、当該期間は夫婦共に未納となっているほか、申立期間②の 47 年 4 月から 50 年 3 月までの期間は、年金手帳の記号番号が払い出された 50 年 12 月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 60 年 3 月まで

昭和 56 年 10 月は、夫の転勤に伴いN市から自宅のあったT市へ転居した時期で、転居後はT市の出張所か金融機関で国民年金の保険料を納付してきた。その後、58 年 12 月にI区へ転居した後も同様にI区の金融機関で保険料を納付してきたのに、56 年 10 月から 60 年 3 月までの 42 か月が未納とされている。ずっと支払ってきたので確認してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳にN市からT市への住所変更が記載されていないこと、T市が保管する国民年金被保険者名簿に申立人の名簿が存在しないことを踏まえると、申立人はT市への転居時に国民年金の住所変更手続を行っていないものと推測され、納付書は送付されず、保険料の納付は行えなかったと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録上、申立人のI区への転入が昭和 61 年 1 月となっており、申立人の3号被保険者への切替手続と昭和 60 年度分の保険料の納付が 61 年 4 月にまとめて行われたと記録されていることを踏まえると、新年金制度の開始前に行われた 61 年の任意加入者への現況調査を契機に、申立人がI区に居住している事実が把握されたものと考えられ、T市からI区へ転居した際も国民年金の住所変更手続が行われていなかったものと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 58

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成元年 4 月まで
昭和 63 年 11 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料は、A 区に在住中、郵便局で納付しており、未納のはずがない。
領収書は確定申告の為、原本を税務署又は区役所に提出したので、今は持っていない。国民年金に加入して以来、納付していないことは絶対に無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、氏名、生年月日を複数で検索した結果でも、旧姓での国民年金手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、B 区から A 区への住所変更の時、B 区で申立期間に係る国民年金加入手続と転出届を同一日に行ったと主張しているが、転出時に転入先での国民年金加入手続をすることは困難であり、転入先の A 区でも国民年金の手続を行っていないことから、申立内容に不合理な点が見受けられる。加えて、申立期間当時の健康保険は、健康保険組合の任意継続であり、都内の郵便局で納付していたと主張しているが、健康保険組合に確認した結果、当該郵便局では納付できないとしており、申立人の記憶が不明確であると言わざるを得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 59

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

昭和47年の夏から秋ごろ、A市役所から連絡がきて国民年金の加入手続を行った。その際、なぜ現在まで加入手続を怠っていたか問われ、45年の春まで厚生年金に加入し、その後国民年金加入の必要性を理解していなかった旨を返答し、未納分は一括で払うこととした。

後日、夫が義父に1万円を渡し、義父が市役所で納付し、お釣りを少し持ち帰ったことを記憶している。

夫、義父ともに未納分の一括支払いに応じてくれており、領収書は無いが金額ははっきり記憶しているので、国民年金保険料が未納になっていることには納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

A市に保管されていた国民年金印紙検認票及び申立人の所持する国民年金手帳の検認記録によると、昭和47年9月27日に同年4月から同年9月までの国民年金保険料が納付されているが、申立人に聴取した結果では、当該保険料と申立期間の保険料は同日に納付したと思うと述べており、その場合には保険料額が一致しない（1万円を超過する）とともに、過年度保険料を市役所で納付したという申立てについても不合理である。

また、社会保険事務所及びA市役所の記録によると資格取得年月日が昭和47年4月1日になっていることから、申立人に対して過年度分の保険料の請求はされていないと考えられ、申立人が所持している当時発行された国民年金手帳においても同日が資格取得日とされている。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
申立期間の保険料は、妻が市役所に行き、妻自身の保険料と私の保険料と一緒に現金で納めていたと聞いているので、記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 38 年 2 月であり、申立人に聴取した結果、国民年金手帳は、所持している同年 3 月発行の手帳のほかに交付を受けた記憶は無いことから、この時期に国民年金の加入手続が行われたと考えられる。申立人は、申立期間の保険料について、市役所の窓口で納付したとしているが、加入手続の時点では、申立期間の一部は過年度保険料となり、社会保険事務所が発行する納付書でなければ納付できないことから、申立内容に不合理な点が見受けられる。

また、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料納付に直接関与していないことから納付状況は不明であり、申立人の保険料と一緒に納付を行っていたとされる申立人の妻自身の保険料も未納となっている。

さらに、申立期間の一部には厚生年金保険の加入期間が含まれている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで

申立期間は全額免除となっているが、当時、父母と兄弟 6 人が一緒に暮らし、親が家族全員の保険料を納付しており、自分ひとりだけが納付していないということは考えられない。

また、当時は米作りが奨励されて畑作から稲作に転換した時期であり、実家の農家は景気がよかったので、免除申請することは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間については、申立人のほか申立人の両親及び兄（二男）も申請免除されており、このうち両親については昭和 46 年 12 月に免除された保険料の追納が行われているが、申立人及び兄についてはこの時点ですでに両親と生計が同一ではなくなっており、追納も行われていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 60 年 3 月まで

申立期間について国民年金保険料が未納となっているが、当時同居していた母から、「年金番号は大切だから」と年金番号のメモと思われるものを渡され、財布に入れていた記憶がある。

母は洋装店を経営していて裕福な生活を送っていたし、何事に対しても厳しい性格であることから、国民年金保険料を納付しない状況とは考えられない。申立期間について未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人自身は関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間について、申立人の母親の国民年金保険料の納付状況を見ると、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までは申請免除期間であり、申立人の姉についても未納期間（昭和 54 年 10 月から同年 12 月まで）及び申請免除期間（昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月まで）があることが認められる。

加えて、申立期間は申立人が共済組合に加入する前の未加入期間であるが、申立人が当時居住していた A 市の被保険者名簿には申立人の氏名は存在せず、B 社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、国民年金手帳記号番号は払い出されていなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から平成元年 7 月まで
昭和 58 年 7 月に会社を退職後、厚生年金保険の任意継続（第 4 種）を 1 年間行い、その後平成元年 8 月に再就職するまで、将来の年金額のことを考えて国民年金に加入していたが、社会保険事務所の記録では保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金に加入した時期、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等について具体的な記憶が無いため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人について国民年金手帳記号番号払出簿や A 市の国民年金被保険者索引簿を調査しても該当が無く、ほかに国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私が20歳の時から、母が母自身の分と私の分の国民年金保険料を納付していたはずなのに、保険料納付記録を確認すると、母の保険料が納付済みとされているのに対し、私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時加入手続及び納付をしていたと申立人が主張している申立人の母からその状況を聴取しても、加入手続の内容や、当時の保険料の納付金額等について記憶が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 65

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から50年3月までの国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から50年3月まで
国民年金保険料は、国民健康保険料と併せてA区の出張所で定期的に納付していたと記憶している。
20歳であった昭和40年5月から飲食店等に勤務し、自分自身で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）は無く、また、申立人の国民年金加入手続は母が行ったとしており、申立人自身は関与していないため、当時の状況は不明であり、申立人自身が納付したという状況も明確ではない。

また、申立人が未納とされている期間は、申立期間を含め約24年と長期に及び、申立人の国民年金手帳記号番号の払出は平成9年4月ごろと推定されるが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私の国民年金加入手続及び保険料納付は、母親が昭和 61 年 4 月に A 区役所で行い、A 区役所から納付書をもらい、近くの郵便局か銀行で納めた。

加入手続をした最初の 1 年間だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続や保険料の納付についての状況が不明であり、申立人の母親に聴取しても、加入手続を行ったとする区役所または社会保険事務所は、いずれも申立人の住所地を管轄しないことから、当時の記憶が事実と相違している。

さらに、申立人には昭和 62 年 5 月以降に国民年金手帳記号番号が払い出されており、この時点で申立期間の保険料は過年度分となるが、当時、保険料納付をしていたと申立人が主張する申立人の母親から事情聴取しても、過年度納付を行ったことが無いとの回答であった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年10月まで
国民年金手帳に記載された昭和51年11月21日に国民年金任意加入の手続をA区役所で行い、毎月納付書を郵便局へ持参し、保険料を納付していたと思う。
領収書等は保管していないが、申立期間について納付事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は任意加入手続及び国民年金保険料の納付を自ら行ったとしているが、申立人の加入手続の時期や納付金額等に係る記憶は明確では無く、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳に記載された資格取得年月日である昭和51年11月21日は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日がいずれも52年11月21日であることを踏まえると不自然であり、申立人についても同月から国民年金に加入し、保険料を納付したと考えられる。さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年3月までの期間、46年4月から同年12月までの期間及び48年4月から50年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年8月から44年3月まで
② 昭和46年4月から同年12月まで
③ 昭和48年4月から50年2月まで

申立期間のうち、①昭和43年8月から44年3月までの期間については自分で払っていないので自信はないが、母親が納めていたと思う。

また、申立期間のうち、②昭和46年4月から46年12月までの期間及び③48年4月から50年2月までの期間については、町内会から委託された人が集金に来ており、未納だと町内会では恥ずかしい思いをすと思う、納めていた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和43年8月から44年3月までの期間については、保険料を納付したことを示す関連資料は無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間当時の加入状況、保険料納付状況等が不明である。

さらに、申立期間のうち、②46年4月から46年12月までの期間及び③48年4月から50年2月までの期間については、会社を退職後に国民健康保険に加入手続をした際、申立人本人が国民年金に加入の手続を行い、国民年金保険料は町内会に委託された集金人に支払っていたと述べているが、申立人が居住する地区では、市の委託による集金は行われていたが、町内会の委託による集金は行われていなかったと認められるほか、申立期間のうち、②昭和46年4月から46年12月までの期間については、申立人と妹の国民年金保険料を支払っていたと思うと述べているが、年金記録上、妹が国民年金に加入していないことが確認できる。

加えて、申立人が昭和52年6月28日に国民年金に任意加入する前の申立期間当時に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 39 年 3 月まで

20 歳になった時に全員国民年金に入ることだったので、昭和 38 年 2 月に 20 歳になった時に国民年金に加入し、保険料を納付し始めたはずである。20 歳になった当時は、妻とは知り合っておらず、住所も離れていたのに、妻と同じ期間が未納というのは納得がいかない。妻も 20 歳になった時に納付していると言っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 39 年 4 月から 60 歳到達月までの保険料は未納無く納付しており、申立期間の保険料も町内会の書記による集金で申立人自ら納付を行った」と主張しているが、当該地区は市の委託による集金であったが町内会の委託による集金は行っていなかったことが認められる。また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は昭和 39 年 4 月か 5 月ごろと推定され、その時点で申立期間の保険料は納付可能であったが、仮に国民年金の加入手続が昭和 39 年 4 月に行われたとすると、申立期間の一部は過年度保険料となっていたはずである。しかし、申立人は市役所を始め、銀行等の金融機関、社会保険事務所で保険料を納付したことが無いと述べていることから、過年度保険料の納付を行ったことがなかったと推測される。

さらに、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、その妻も同じ期間が未納とされており、納得できないと述べているが、申立期間当時、妻は他県の被保険者であり、未納とされている事情の関連性は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 39 年 3 月まで

昭和 38 年 2 月に 20 歳になった時に国民年金に加入し、保険料を納付し始めたはずである。20 歳になった当時は、夫とは知り合っておらず、住所も離れていたのに、夫と同じ期間が未納というのは納得がいかない。夫も 20 歳になった時に納付していると言っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 4 月から 60 歳到達月までの保険料は未納無く納付しているが、申立期間の国民年金の加入手続や保険料の納付に申立人自身は関与しておらず、その親が町内会の集金により保険料を納付していたということ以外について両親から直接、話を聞いていないため、当時の保険料納付状況が不明である。

また、申立人の弟の国民年金手帳番号は昭和 40 年 1 月 18 日に払い出され、20 歳から国民年金に加入しているが、申立人の国民年金手帳番号は、この時期から約 3 か月後の同年 4 月 28 日に払い出されており、この時点で申立期間の一部は時効間近ではあるが納付は可能であった。しかし、申立人が居住していた地域は町内会組織による国民年金保険料の集金は行われていたが、当該年度の保険料のみを集金しており、過年度保険料は集金していなかったと認められる。

なお、申立人は、その夫も同じ期間が未納とされていることが納得できないと述べているが、申立期間当時、夫は他県の被保険者であり、未納とされている事情の関連性は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで
社会保険事務所に照会したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。この期間は 3 年間の申請免除期間が終わった時期であるが、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたので、私だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間直後の平成元年 4 月から同年 11 月までの申立人及びその妻の納付記録を見ると、申立人の分が妻の分より遅れた日で納付されていることが確認できるから、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張には矛盾がある。

また、申立期間中の昭和 63 年度において、申立人の妻は国民年金保険料を毎月納付していた記録があり、A 市及び社会保険事務所の収納事務が電算処理により行われていた状況において、申立人の納付記録のみが複数回にわたり不適切に処理されたと考えることは不自然である。

さらに、申立期間以前にも未納期間が散見される上に、申立期間は申請免除期間直後であり、資金的な面からすると、国民年金保険料を納付し続けられるかどうか疑問の余地が残されているにもかかわらず、申立人は申請免除期間中に民間会社の個人年金保険を契約し、国民年金保険料と同額程度の保険料を納付していた事実などから、国民年金保険料の納付意識も高くないといえる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで
年金記録を確認したところ、昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間については、昭和 58 年 5 月末に出産のため会社を退職後、役場で任意加入の手続をした記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に聴取しても役場で手続を行ったのが国民健康保険なのか国民年金なのか不明であり、銀行に納付したとする保険料額も当時の保険料額と相違するほか、国民年金手帳の交付、保険料の納付書及び領収書等、当時の記憶は曖昧である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 61 年ごろであり、申立人は申立期間当時、任意加入被保険者の対象であったことから、さかのぼって加入することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このほか、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情もない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月

国民年金保険料は、毎月銀行で納付していた。平成5年7月の保険料が未納とされているが、領収書があり、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書から、平成5年7月の保険料が7年9月1日付けで納付されたことが確認できる。

国民年金保険料の納付は、納付期限から2年を経過すると時効により納付できないこととされており、申立期間（平成5年7月）に係る保険料については平成7年8月末日までに納付しなければ時効となる。

また、社会保険事務所の納付記録によれば、申立期間に係る保険料は、納付された時点で時効であったことから、過誤納として処理され、過誤納保険料は、ほかに納付可能な期間の未納がある場合、当該期間に充当することとされていることに基づき、収納時点では、未納であった平成5年8月の保険料に充当されている。なお、5年8月の保険料は7年9月28日付けで、5年9月の保険料は7年10月31日付けで、5年10月の保険料は7年11月27日付けで納付されており、申立期間の保険料と同様に、それぞれ翌月の保険料に充当され、5年11月の保険料については納付された記録は無く、申立人も同期間については領収書を所持していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月までの期間及び 52 年 7 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は A 市役所窓口で特例納付したはずであり、納付金額も少額だったと記憶していることから、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年頃にそれまでの未納保険料 10 年間分をまとめて納めることができることを知り、特例納付したと主張しているが、当時は特例納付の実施期間中では無いことが確認できる。

また、社会保険庁の記録からは、昭和 58 年 3 月以降に申請免除期間である 48 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を追納したことが確認でき、申請免除期間について追納したものを特例納付したと記憶していることは否定できない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書(控)等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から49年3月まで
昭和45年8月から49年3月まで未納となっているが、加入当初から未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、加入当初から未納であるはずはないと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金手帳が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等にかかる記憶も曖昧である。

さらに、申立期間は44か月と長期間である上、その妻も申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から49年3月まで
昭和45年8月から49年3月まで未納となっているが、加入当初から未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、加入当初から未納であるはずはないと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金手帳が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等にかかる記憶も曖昧である。

さらに、申立期間は44か月と長期間である上、その夫も申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 49 年 12 月まで
申立期間について国民年金保険料納付記録の照会申立書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
申立期間が未納とされていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続等をすべて申立人が行ったと主張しているが、具体的な内容については分からないとしており、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、領収書等）は無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 3 月 14 日時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 64 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 64 年 1 月まで

飲食店を経営していた昭和 52 年 3 月から 64 年 1 月までは、国民年金に加入し、毎月保険料を納付した記憶がある。

また、年金手帳の再交付手続をしたとき、過年度保険料が未納である旨の説明を受け、言われるまま納付したが、重複した納付になっていると思われるので還付してほしい。

出先で納付していたので、納付場所は郵便局、信用金庫、銀行等様々であった。オレンジ色の年金手帳は帳簿と一緒に保管していたが、店を取り壊す際に紛失してしまった。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 3 月に国民年金へ加入し、申立期間の保険料を毎月納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立期間当時の A 市における国民年金保険料の納付方法は 3 か月単位の納付であったことから、毎月納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。また、納付金額についても申立人の記憶が不確かである。

さらに、A 市役所保管の国民年金被保険者名簿から、申立人へ平成元年 6 月 25 日に国民年金手帳を送付したことが確認でき、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 48 年 6 月まで
社会保険事務所において国民年金保険料納付記録を確認したところ、昭和 45 年 8 月から 48 年 6 月までの保険料納付記録が無いとの回答であった。当時は納税組合の担当者が集金に来て、毎月家族分をまとめて納付していた。納付事実を確認する書類は残っていないが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 8 月に国民年金に加入し、納税組合を通じて保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿から姉と同時に連番で昭和 50 年 1 月 17 日に払い出されたことが確認できるとともに、申立期間の一部には時効により納付できない期間が含まれており、かつ、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、過年度保険料となる昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月までの 18 か月分の国民年金保険料を現金で納付していることから、45 年 8 月から納税組合を通じて保険料を納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 44 年 9 月までの期間、44 年 11 月から 45 年 5 月までの期間及び 45 年 8 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 44 年 9 月まで
② 昭和 44 年 11 月から 45 年 5 月まで
③ 昭和 45 年 8 月から 48 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料の納付については、納税組合で、担当者が毎月集金に来て役場に納めていた。

また、自分の保険料は、両親の保険料と一緒に納付していた記憶がある。このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、しかも、申立人の記憶が不確かであるため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意資格での加入者の国民年金手帳記号番号から昭和 48 年 4 月以降に国民年金の加入手続を行ったものであると考えられ、この時点で、申立期間のほとんどは時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父母の生年はそれぞれ明治 33 年及び 37 年であり、共に制度上国民年金の被保険者となることはできないことから、申立期間の保険料を両親の保険料と一緒に納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 49 年 6 月まで
昭和 40 年以前から 57 年ごろまで、近隣の 10 戸ほどで納税組合を組織しており、国民年金保険料も、ほかの税金等とともに班長が集金して最寄りの信用金庫に納付していた。夫が国民年金保険料を 40 年近くにわたって未納期間が無く納付しているにもかかわらず、申立期間について自分だけ未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 11 月に払い出されており、現在所持している国民年金手帳は、49 年 11 月以降に使用されるようになったオレンジ色調の冊子である。一方、申立人の夫が所持している国民年金手帳は、41 年に発行されたベージュ色調の冊子と、46 年に発行されたカーキ色調の冊子の 2 冊であり、古い方の冊子には更新印が押印されている。仮に申立人が、申立期間の国民年金保険料を、夫と共に納税組合を通じて納付していたとすれば、夫と同様、ベージュ色調とカーキ色調の 2 冊の国民年金手帳を所持しているはずであるが、申立人は、現在所持しているもの以外の国民年金手帳を所持した記憶は無いとしている。

また、保険料が納付済みとなっている申立人の国民年金加入期間のうち、最も古い納付記録である 49 年 7 月から 50 年 3 月までの保険料については、加入手続後の 51 年 9 月に過年度納付されているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が加入手続を行った時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間及び平成元年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月まで
② 平成元年 1 月

平成 8 年 11 月に、勤めていた会社を辞めて国民年金の加入手続を行った際、市役所窓口の職員に計 5 か月の未納期間があると告げられたため、庁舎内の A T M でお金を下ろし、窓口で現金で納付した。申立期間について未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 8 年 11 月に初めて国民年金の加入手続を行った際、市職員から計 5 か月の未納期間があると告げられ、当該期間の国民年金保険料を市役所窓口において現金で納付したと申し立てているが、この時点で申立期間は未納期間として既に 7 年以上を経過しており、時効により納付できない期間であった。また、当時、A 市において過年度の保険料を職員が現金で収納することが無かったことが確認でき、申立内容には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける家計簿、預金通帳、確定申告書等の関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 52

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、納付が確認できないとのことであった。私は、昭和61年1月20日に市役所へ出向いて国民年金に加入し、毎月、預金から1万円を引き出して納付して数千円のお釣りを受け取った記憶があるので、申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年1月20日に離職票を持参して市役所に出向き、国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人から提出された年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者となった日及び被保険者の種別として「昭和61年4月1日強制」が記載されており、当時、申立人が居住していた市及び社会保険庁が保管している国民年金の加入記録とも合致する。

また、昭和61年4月1日は、国民年金法において従来任意加入の取扱とされていた、収入のある厚生年金被保険者等の配偶者が、国民年金第1号被保険者として強制加入とされた法改正の施行日であり、社会保険庁が保管する国民年金手帳払出簿からは、申立人が61年5月ごろに加入手続を行ったことが推認され、申立人は、その時点でさかのぼり加入が可能な当該施行日までさかのぼって加入したと考えられる。なお、その場合、申立人は、任意加入である申立期間はさかのぼって加入することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、毎月、預金から1万円を引き出して納付したと主張しているが、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、母の分と一緒に両親が納税組合を通じて払っていたはずである。自分の保険料だけが未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が納付先と主張するA納税組合が設立されたのは、昭和 51 年 4 月であったことが確認されることから、納税組合を通じて申立期間の国民年金保険料を納付したとする主張には矛盾が認められる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付は両親が行ったとしており、申立人が直接関与しておらず、申立期間に係る保険料の納付方法、納付金額及び納付先等が不明である。

さらに、申立期間は 24 か月と 2 年間に及んでいる上、ほかに申立人の申立期間の保険料が支払われていたことをうかがわせる事情は見当らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案44

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から48年3月まで

私は、母から、20歳になった時に国民年金保険に加入したと聞いており、国民年金保険料を一度も支払っていないとは考え難い。

同居していた兄二人には未納期間が無く、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を申立人の亡き母が行い、その後、保険料は申立人の兄が申立人に代わって納付したと主張しているが、結婚後の申立人及びその妻の夫婦二人分の保険料を納付したことを示す資料として提示された当時の家計簿には、一人分の保険料のみの記載が確認できるものの、これは納付済みとされている妻の分と考えるのが自然であり、申立人の保険料の納付は確認できない。また、そのほかに加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書の写し等）は無い。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金の資格の得喪記録は、社会保険事務所が平成14年6月6日に遡及^{そきやく}して追加処理したもので、その時点では申立期間はすでに時効により保険料を納付することができない上、A社会保険事務所が保管している被保険者一覧表には、昭和42年6月30日から48年9月11日までに国民年金手帳記号番号が払い出された8,110名の中に申立人の氏名は記載されておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性も低い。

加えて、申立期間の保険料の納付については、申立人は直接関与しておらず、申立人の兄が申立人に代わって保険料を納付したとしているが、

申立人の兄も当時の明確な記憶があいまいなため、納付の状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から44年3月まで
昭和44年6月か7月ごろ、義理の姉に国民年金保険料の未納を指摘され、すぐに区役所に行き7,400円から7,800円くらいの金額をまとめて納付し領収書もらった。その後、義理の父が領収書を処分してしまったため、領収書は無いが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和45年1月に国民年金手帳の再交付等の手続を行い、国民年金保険料を40年10月分まで遡^{そま}及してA区役所で納付したと主張しているが、A区役所において遡^{そま}及して納付できるのは当該年度分の保険料のみであり、申立人の主張には矛盾がある。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を一括して7,400円から7,800円くらいの金額で納付したと主張しているが、その納付金額は申立期間の未納分を一括納付した場合の金額とも国民年金手帳の再交付時から遡^{そま}及した場合の金額にも相違するなど、その主張は不合理と考えられる。

さらに、A区役所では当時の国民年金保険料の納付は、手帳に印紙を貼って割印を押す方法であったとしており、現金納付で領収書を発行してもらったとする申立人の主張には矛盾がある。

その上、申立期間は、申立人の結婚及びA区への転居直後の期間であり、A区役所では申立人の氏名が把握できず不在者期間として扱われていることから、申立人が結婚時に氏名変更手続を行わなかったため申立期間が未納となっていたと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成元年10月まで
平成3年11月に私の父親が死去し、その後、国民年金保険料をさかのぼって納めるようにとの通知が来たので、父親の遺産のほとんどすべて(約70万円)を国民年金保険料として納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父からの遺産を用いて、さかのぼって国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、しかも、国民年金の加入状況及び納付状況についての申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成3年10月以降の時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、事実、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する当時は、特例納付制度は存在しない上、資格取得日から父親の死亡月までの保険料の試算額は約54万円であり、遺産額であったとする70万円には及ばないことから、申立内容に矛盾が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和52年2月に国民年金に任意加入してから61年4月に第3号被保険者になるまで国民年金保険料を納めてきた。

しかし、社会保険庁の記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納であることが分かったが、この時期は、知人にも国民年金保険料の納付を勧めていたので、この間の国民年金保険料が未納になっていることは、本当に信じられない。

また、私が昭和61年4月に第3号被保険者になった際にも、「(第3号被保険者になり)これで私の国民年金加入期間は継続したわね」と夫と話したことを今でも明確に覚えている。

社会保険庁の記録で申立期間の国民年金保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明確である。また、申立人の国民年金保険料を金融機関で納付したと主張しているその夫は、会社の業務やほかの用事のついでに保険料を納付したとしていることなど、納付の頻度や保険料額など保険料納付についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳の資格喪失日の記載について、申立人には、資格喪失手続を行った記憶は無く、申立人が国民年金の第三号被保険者になった際の手続で社会保険事務所等により記載されたものであるとしているが、社会保険事務所等で被保険者に何ら確認することなく資格喪失

日を記載することは考えにくい。

加えて、申立人の国民年金手帳に記載されている資格喪失日は社会保険庁の記録と符合しているが、当該事務に過誤があったと考えられる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から48年3月まで

昭和44年当時、小さい子供がいて家計のやりくりが大変だったので、国民年金保険料の納付をしばらく待ってもらった時期があったが、47年にA市の自宅と土地を売却して、旧B町へ引っ越したことで、生活も楽になった。48年に入って役場の担当者から納付していない期間の保険料を一括納付するよう説明を受け、土地や建物の売却代金の一部を保険料納付に充てることにして、夫の保険料と一緒に、納付していなかった期間について一括して集金人に納めており、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から事情聴取を行った結果、昭和48年当時、土地の売却によって経済的に困っている状況になかったことは認められるものの、申立人が一括納付したと主張する時期は、特例納付の時期とは一致せず、一括納付したとする金額についての記憶も不明確である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に一括納付したと説明しているが、当時、旧B町においては、国民年金保険料の徴収を行う集金人（徴収員）は設置されていなかったことが確認できる。

さらに、旧B町が保管していた被保険者名簿の保険料納付記録によれば、昭和49年7月から50年3月までの免除期間について、56年6月3日に8,100円を追納したとの記載があるが、申立人は、免除申請を行ったことも、追納したとの記憶も全くないと説明するなど、申立人の記憶は非常に曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年9月まで

昭和40年ごろ、夫と共に国民年金に加入し、夫の保険料と併せ、現年度保険料と一緒に36年4月から40年3月までの過年度保険料を数か月分ずつ集金人に支払った。38年10月から40年3月までは納付済みとなっているのに、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和40年12月10日であり、これを基準にすると、申立期間の保険料は時効により納付することができない期間である。

また、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す家計簿等の関連資料及び周辺事情が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、昭和40年12月ごろに国民年金の加入手続を行い、その時点で納付可能であった38年10月以降の国民年金保険料から納付開始したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年3月まで

私と妻は国民年金への加入手続の時期は異なるが、私が妻の加入手続をした時には、昭和49年度及び50年度の分の国民年金保険料を過年度保険料としてまとめて納付しているのので、私が加入した時に49年度の分を残して50年度の分のみを納めたとは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとする具体的な時期、場所等の記憶が無く、納付したことをうかがわせる家計簿等の関連資料も見当たらない上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情もみられない。

また、申立人は、昭和51年4月に国民年金手帳が払い出され、同年8月に昭和50年度分の過年度保険料を納付しているが、申立人の51年分確定申告書(控)により同年中に支払った国民年金保険料の合計額を見ると、その額は50年4月から51年3月までの過年度保険料及び51年4月から同年12月までの現年度保険料の計21か月分の保険料合計額と一致している。さらに、申立人の52年分の確定申告書(控)による国民年金保険料についても、同様に申立人の現年度保険料及び妻の現年度保険料、過年度保険料の計55か月分の合計額と一致しており、いずれも申立期間に係る保険料額は含まれないと考えるのが相当である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から60年3月まで

私は、国民年金保険料納付記録の照会申出書の回答をもらったところ、申立期間について納付の事実確認ができなかったとのことであった。国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に納付した記憶があり、回答には納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に納付したと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金及び国民健康保険の手続をした時の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、前後の国民年金任意加入者の記録から、昭和61年4月ごろと思われ、さらに、申立人が所持している国民健康保険証の資格取得年月日も61年1月18日になっていることから、61年ごろ、国民年金及び国民健康保険の加入手続をしたものと推定され、それ以前に、国民年金及び国民健康保険の手続きを同時に行い、国民年金保険料を納付したという、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、A市にて氏名索引簿による調査を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から41年3月まで

私は、婚姻届を提出した際、国民年金に加入していないことを指摘され、その時、持参金で申立期間の保険料を一括納付した記憶がある。未納とされていることに、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年8月に婚姻し、同年11月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、この当時、国民年金の加入手続を行ったと考えられるが、加入手続の時点では、すでに申立期間の一部は時効により納付できないことになっており、これを納付するには特例納付によることとなるが、当時は特例納付ができない時期であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人に聴取しても申立期間に係る国民年金保険料の納付方法、納付金額等の記憶は不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 36

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 43 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 43 年 8 月まで

申立期間当時、私は店に住込みで働いていたが、店主が私と同郷であったため、特に親切にしてくれ、私の国民健康保険及び国民年金の保険料を納めてくれていた。当時、歯医者にかかったことがあり、保険証も持っていたことから、店主が保険料を支払っていたことは確かであり、申立期間が未納であるとの記録には納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人も当該期間使用されていた国民年金手帳を所持しておらず、現在手元にある国民年金手帳では、「はじめて国民年金の被保険者になった日」が昭和 45 年 7 月 1 日と記載されていることから、申立期間について、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できないとともに、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

また、店主が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、店主も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年5月から49年1月まで

申立期間は、勤務先の事業所が、私の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、これらの保険料は給料から天引きして、他の従業員の分とまとめて納付してくれていたと思っていたが、社会保険事務所からは、この期間の国民年金保険料が納付されていた記録は確認できなかったとの回答があり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続を自分では行っておらず、当時勤務していた事業所が行い、国民年金保険料の納付については、同事業所が申立人の給与から差し引いて納付していたと主張しているが、当時の給与明細等、同事業所が申立人の給与から申立人の保険料を差し引いて納付していたことを裏付ける客観的資料等は見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間中、国民年金に未加入であったとされているが、同期間は、申立人の妻が厚生年金保険に加入していたことから、申立人にとっては国民年金の任意加入対象期間であったこと、及び申立人は当時、国民年金に対する意識は薄かったとしていることから、申立期間が未加入とされている現状の記録に不自然さは無い。

さらに、申立人が提出した昭和50年交付の住民票の写しには、国民年金や国民健康保険の加入状況等が記載されるようになっており、国民健康保険については、その記載内容から申立期間中、加入していたことがうかがわれるものの、国民年金については、国民年金手

帳記号番号や資格得喪日等の記載欄に全く記載が無く、申立人が、
当時、国民年金に加入していたとみることは困難である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月から同年6月まで

申立期間の国民年金保険料を、市役所の窓口で一括して納付した記憶があるが、社会保険事務所に国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間についての納付事実が確認できなかったとの回答があった。

結婚する前のことで、保険料の納付については、母親が行っていたはずであるので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における保険料の納付方法等についての記憶が不明確である上、当時、保険料を納付していたとする母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括して納付した記憶があるとしているが、申立人の年金記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和40年8月6日とされており、その時点で時効とならなかったとみられる38年7月までさかのぼり、同月以降の保険料を納付したことがうかがわれる。

さらに、申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間、48年4月から49年3月までの期間及び平成10年6月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで
③ 平成10年6月から11年3月まで

私は厚生年金保険を脱退したら、すぐ国民健康保険の手続をしていた。その際、同時に国民年金にも加入するようにしており、納付書が届いたら、すぐ支払いをしていたので、催告状が送付されたことは無い。年金手帳（オレンジ色）はあるものの、何年も前の記憶であるので、納付の状況について、詳細に覚えていないが、納付は自分がしていた。保険料が納付できないときにはきちんと免除申請しており、未納期間が無いようにしていたため、未納期間があることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付場所、納付金額等についての申立人の記憶は不確かであることから、申立期間当時の納付状況が不明である。

また、申立人は厚生年金保険脱退後、すぐに国民年金へ加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間のほかにも短期ではあるが、厚生年金保険資格喪失後の国民年金未加入期間が散見され、国民年金に加入し、納付済みとなっている期間においても、平成13年12月から14年2月までの期間については、14年4月に加入勧奨を受け、15年3月に当該期間の保険料を納付して

いるなど、必ずしも国民年金に係る手続及び保険料納付を適切に行なっていたとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申込人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

社会保険事務所に納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料が未納であることを知った。

年金加入する際に、過去 3 年分をさかのぼって納付すれば、年金を満額受け取れると聞き、集金人にさかのぼって納付したのに未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金手帳及び領収証書を保管しており、これによれば、昭和 41 年 6 月 1 日付けの発行印があること、41 年 4 月から 7 月までの分については郵便局で納付していること、41 年 8 月から 12 月までの分については集金人に支払っていること、及び 40 年 4 月から 41 年 3 月までの分については 42 年 3 月に過年度納付していることが確認できる。

申立内容とこれらの事実を照らし合わせると、集金人に対しては過年度納付できないこと、実際に過年度納付分は納付書により郵便局で納付していることなどから、申立人の記憶に誤りが認められる。

なお、申立人は集金人より加入時に過去 3 年分を遡^{そきゅう}及納付すれば、年金を満額受け取れると聞いたと申し立てているが、加入時期には特例納付も実施されておらず、昭和 38 年度以前の分の遡^{そきゅう}及納付は不可能である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申込人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

社会保険事務所に納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料が未納であることを知った。

年金加入する際に、過去 3 年分をさかのぼって納付すれば、年金を満額受け取れると聞き、集金人にさかのぼって納付したのに未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金手帳及び領収証書を保管しており、これによれば、昭和 41 年 6 月 1 日付けの発行印があること、41 年 4 月から 7 月までの分については郵便局で納付していること、41 年 8 月から 12 月までの分については集金人に支払っていること、及び 40 年 4 月から 41 年 3 月までの分については 42 年 3 月に過年度納付していることが確認できる。

申立内容とこれらの事実を照らし合わせると、集金人に対しては過年度納付できないこと、実際に過年度納付分は納付書により郵便局で納付していることなどから、申立人の記憶に誤りが認められる。

なお、申立人は集金人より加入時に過去 3 年分を^{そきゅう}遡及納付すれば、年金を満額受け取れると聞いたと申し立てているが、加入時期には特例納付も実施されておらず、昭和 38 年度以前の分の^{そきゅう}遡及納付は不可能である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 27 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 57 年 11 月から 58 年 9 月まで

昭和 57 年 11 月に結婚してから、保険料は夫と一緒に3か月ごとに支払っていたのに、57 年 11 月から 58 年 9 月までの保険料が未納になっていることには、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 11 月の結婚後は、夫と一緒に3か月ごとに支払っていた」と主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 59 年 5 月であり、申立期間についてはその夫と一緒に保険料を納付するには別の国民年金手帳が必要となるが、その払出しの形跡は見当たらなかった。

また、申立人の納付状況についてみると、昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの分については、60 年 11 月 25 日に過年度納付しており、必ずしもその夫と一緒に納付されていない。また、未納期間について別に過年度納付した形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から40年3月まで

私は、20歳になった昭和37年2月から、市の委託集金人に毎月国民年金保険料100円を支払い、印紙検認方式により納付していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、40年3月までの38か月について未納になっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年2月から40年3月までの間の国民年金保険料について、申立人が所持する国民年金手帳の右側の印紙検認台紙部分に切り離しの際の契印があることをもって納付済みであると申し立てているが、国民年金手帳の契印は、納付の有無にかかわらず、押印の上、切り離すことと定められており、申立人が居住していた市においても同様の取扱いが行われていたことが確認できる。また、国民年金手帳の左側の印紙検認記録欄には、印紙検認方式により保険料を納付した場合に押印されるはずの検認印が押印されていない。

さらに、申立人は、国民年金保険料を市の委託集金人に支払ったとしているが、市の委託集金人制度は、昭和38年4月から開始されたことが確認でき、申立期間のうち、昭和37年2月から38年3月までの期間についての申立ては、この事実と矛盾している。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳は昭和41年1月26日発行のものであり、申立期間のうち、37年10月から39年9月までについては、過年度納付となるため集金人による印紙納付はできない。このほか、37年2月から同年9月までの分については、時効により納付ができない期間となり、別の国民年金手帳が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 49 年 3 月まで
20 歳のころから養父の自営業を手伝い、住居を転々としていた時期があった。

国民年金の加入手続は母が行ったと思うが、社会保険庁の記録では、20 歳になった昭和 40 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金加入記録が無かった。このうち、46 年 7 月から 49 年 3 月までの期間については、A 町（当時）で妻が夫婦二人分の国民年金保険料を地区の婦人会に支払っていたと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

なお、結婚時に養父の姓となって同居したが、地区内には同じ姓が多くあり、近所に同学年でフリガナが同じ人物が住んでいたことを覚えていることから、年金記録が混同されていないか確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市に住所変更した昭和 50 年 5 月 8 日以降に払い出されており、A 町（当時）で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることは確認できなかった。

また、申立人は、その妻が二人分の国民年金保険料を地区の婦人会に支払っていたと主張しているが、A 町（当時）では婦人会は納付組織に含まれていなかったことが確認できる。

さらに、申立人の近所にフリガナが同姓同名の者がいたと主張していることについては、地元中学校の卒業生名簿及び A 町の国民健康保険の記録等からは確認できなかった。

加えて、氏名を複数の読み名で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 36 年には国民年金に加入しなかったが、子供の生まれた 40 年ごろに義母に勧められ、また、自宅に訪れた集金人に、今なら遡^{てきゅう}及して納められると言われ、国民年金に加入し、保険料はさかのぼって納付したはずなのに、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、また、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を遡^{てきゅう}及して納付したと主張しているが、納付方法、納付金額、納付時期等について、具体的に記憶していない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 6 月に夫婦連番で払い出されており、当時は、特例納付の期間ではなく、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立人は申立期間について夫の国民年金保険料も含めて納付したとしているが、申立期間については、夫も未納となっている。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から同年 9 月までの期間、62 年 12 月から 63 年 2 月までの期間、63 年 10 月から平成元年 3 月までの期間、4 年 2 月から同年 7 月までの期間及び 4 年 11 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月から同年 9 月まで
② 昭和 62 年 12 月から 63 年 2 月まで
③ 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで
④ 平成 4 年 2 月から同年 7 月まで
⑤ 平成 4 年 11 月から同年 12 月まで

転職を繰り返していたが、母子家庭等医療費助成を申請するため、保険関係の手続はその都度きちんとしていた。また、国民年金と国民健康保険の手続は同時にするものと思っており、納付は役所から送付される納付書により、銀行や郵便局等で納めていた。①から⑤の期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和 62 年 5 月から同年 9 月までの期間、②62 年 12 月から 63 年 2 月までの期間及び③63 年 10 月から平成元年 3 月までの期間については、申立人が国民年金手帳の記録を見て、被保険者期間の記載を納付済期間の記載であると誤解していたものであることが確認できた。

また、A 市の収滞納記録では、平成 6 年 3 月 1 日に国民年金第 1 号被保険者資格を再取得していることが確認でき、社会保険事務所においても、資格記録の追加入力を同年 4 月 18 日にしていることから、過年度納付書が 4 年 3 月以降の分について郵送されていたものと推測され、申立期間④ 4 年 2 月から同年 7 月までの期間のうち、2 月については、時効により納付できない期間となる。

さらに、申立期間のうち、④平成4年2月から同年7月までの期間及び⑤平成4年11月から同年12月までの期間については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、当該期間及び納付済みとなっている4年8月から10月までの期間について、保険料の納付の記憶は曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせるような事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 6 月までの期間及び 39 年 10 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 39 年 6 月まで
② 昭和 39 年 10 月から 41 年 3 月まで

昭和 37 年 4 月に国民年金に加入し、国民年金保険料は、母の分と私の分を一緒に、夫が私の実家で集金人に現金で支払っていた。

母は、36 年 4 月に国民年金に加入し、保険料が全期間納付済みとなっているのに、私の保険料は未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に 3 か月ごとに納付していたとしているが、申立人が所持している国民年金手帳では、納付済みとなっている昭和 39 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月分は検認印を確認できるが、いずれの申立期間についても検認印が無く、保険料の納付の事実を確認できないとともに、申立人の国民年金保険料を支払っていたとされる夫も、申立期間について未納となっている。

また、A 市の記録によれば、申立期間直後の 41 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月分を同年 12 月に一括で納付しており、申立期間の保険料を 3 か月ごとに納付していたとする申立てと相違している。

なお、申立人は、当初、昭和 37 年 4 月から 39 年 6 月までの期間及び 39 年 10 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料をその母の分と一緒に支払ったと主張していたが、申立人の母の国民年金手帳記号番号の払出日が 41 年 9 月となっていることが判明した後、母と一緒に国民年金保険料を支払うようになったのは 41 年ごろ以降であり、申立期間は申立人自身の保険料だけを納付していたように思うと申立内容を変更していることから、申立

人の記憶は明確ではなく、申立期間について、国民年金保険料を納付していたということをうかがわせる事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 43 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 43 年 10 月まで

父母はすでに死亡しているため確認できないが、昭和 39 年から 43 年にかけて、当時大学生であった私の国民年金保険料を払っているという話を、父母から聞いたことがある。

父母は国民年金を受給し、長兄、次兄及び姉も、自身では国民年金保険料を納付した覚えはなかったが、社会保険事務所で保険料が納付済みであることを知らされている。

家族全員分の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私の分だけ納付済みとなっていないのはおかしいので、再調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父母が申立人の国民年金への加入手続や保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が、その父母が保険料を納付していたと主張する申立人の兄及び姉については、国民年金保険料を納付済みであるとしているが、長兄は昭和 39 年 4 月から 44 年 2 月までの期間が申請免除、次兄は 39 年 4 月から 44 年 3 月までの期間が申請免除、姉は 37 年 1 月から 41 年 2 月までの期間が未納、41 年 3 月から 46 年 11 月までの期間が未加入となっており、兄姉いずれも、申立期間について、すべてが納付済みとなっているものではない。

さらに、申立人が国民年金加入当初から所持しているとしている国民年金手帳は、申立期間当時のものではなく、昭和 56 年 6 月 11 日の国民年金手帳記号番号が払い出された当時のものであり、その払出し前に別の国民年金手

帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで
社会保険事務所の記録では、昭和59年4月24日資格喪失となっているが、当時、資格喪失届を提出した記憶は無く、第3号被保険者となる61年4月まで任意加入を続けていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間の納付に係る記憶も明確でないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が口座振替で納付している昭和57年度及び58年度(残高不足で保険料が落ちなかった58年度第3期分を除く。)の納付年月日については、A市の収滞納記録と銀行口座取引履歴は一致しており、A市の記録に不自然さは認められず、申立期間については、B銀行C支店の銀行口座取引履歴において、国民年金保険料の引き落としの事実は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 40 年 9 月に結婚し、当時、夫は自営業をしていたが、夫の分を納めるのに精一杯であったため、私の分を養母である実姉が納めていたはずである。

また、結婚前についても、養母である実姉が納めていたはずである。

しかし、今回、社会保険事務所に照会した結果、昭和 39 年 10 月から 42 年 3 月までの分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、養母が申立人の国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は、養母から申立期間に係る国民年金への加入手続及びその保険料の納付について、ほとんど話を聞いたことが無いとしており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、記録にある申立人の国民年金手帳記号番号の払出日（昭和 54 年 1 月 22 日）からすると、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 31

第 1 委員会の結論

申立人の平成元年 1 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 1 月から 3 年 3 月まで

社会保険未適用の事業所で勤務していたので、責任者から国民年金保険料をきちんと払っておくよう言われ、平成元年 1 月から納付していたと思う。申立期間当時、月末に給料を貰うとすぐ銀行で納付書により納めに行き、自分で納めに行けないときは母親に頼んで納付してもらっていた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に事情を聴取しても国民年金の加入手続を行ったかどうか記憶が定かでない。

また、申立期間は平成 12 年 2 月 7 日に記録追加処理がされたことにより、初めて国民年金被保険者期間になったものであり、申立期間当時、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、昭和 61 年に厚生年金保険に加入したときに交付された年金手帳のみ所持しており、住所及び氏名の変更は無く、国民年金手帳記号番号の払い出しをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から50年3月まで

私は、国民年金保険料の集金人から、過去に未納であった保険料をすべて納付できることを聞き、市役所庁舎内にある銀行で特例納付したが、社会保険庁の年金記録では、昭和42年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされており、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、領収書等）が無く、また、申立人は特例納付に係る記憶が曖昧であり、特例納付したとする時期、納付対象期間等が不明確である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立人が主張する特例納付時期は第三回目の特例納付期間中と思われるが、申立人が過去の未納保険料をすべて納付した場合の金額と、申立人の主張する納付金額との間に大幅な乖離があるなど、不合理な点が見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 62 年 12 月まで

社会保険事務所に、昭和 57 年 8 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。63 年 1 月以降はすべて納付しており、当時、私が妻の分も併せて車で市役所まで納めに行った記憶があり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、加入手続、納付時期、納付金額等の記憶が詳細では無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、市役所の保管する被保険者名簿を見ると、資格取得届が平成元年 4 月 7 日に受理されていることから、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、平成 2 年 3 月に申立人からの申出により、申立期間直後の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの過年度保険料納付書の送付手続を行った記録が残されていることから、申立人は、昭和 63 年 1 月の保険料から国民年金保険料の納付を開始したと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 62 年 12 月まで
社会保険事務所に、昭和 57 年 8 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。63 年 1 月以降はすべて納付しており、当時、夫が私の分も併せて車で市役所まで納めに行った記憶があり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、加入手続、納付時期、納付金額等の記憶が詳細では無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、市役所の保管する被保険者名簿を見ると、資格取得届が平成元年 4 月 7 日に受理されていることから、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、平成 2 年 3 月に申立人からの申出により、申立期間直後の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの過年度保険料納付書の送付手続を行った記録が残されていることから、申立人は、昭和 63 年 1 月の保険料から国民年金保険料の納付を開始したと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 58 年 11 月まで

社会保険事務所に年金相談に行ったところ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の申立期間の保険料が未納とされており、また、妻の年金記録についても聞いたところ、妻の申立期間における年金記録は、納付済みとされていた。

妻の保険料が納付済みとされていれば、当然、私の分も納付済みとされているはずであり、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 9 月ごろに払い出されており、その時点で申立期間の一部は時効により納付できないとともに、申立期間は、国民年金に未加入の期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間当時に国民年金の加入手続を行っていた場合、申立人の妻は、国民年金被保険者資格を任意加入から強制加入に種別変更手続を行う必要があるが、妻は任意加入のままとなっている。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付したとする時期、納付金額が不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年ごろから 45 年 3 月ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年ごろから 45 年 3 月ごろまで
社会保険事務所に照会したところ、申立期間について国民年金に加入していた事実が無いとの回答をもらった。

私は昭和 39 年ごろ、助産師のすすめで国民年金への加入手続をし、納付書で毎月 300 円から 400 円程度を支払っていたはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても加入手続の時期について記憶が曖昧である。また、申立人が納付していたとする保険料額と当時の保険料額が相違していること、及び当時の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式とされており、申立人が説明する納付方法と異なる等、申立内容に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人は、昭和 39 年ごろに加入手続をしたと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出日から加入手続は 45 年ごろであると推認され、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和47年2月か3月ごろ、市区町村から「今なら一括納付ができる」との連絡があったので納付書を送ってもらい、妻が金融機関で納付している。未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、未加入とされている申立期間において、申立人の妻は厚生年金保険に加入しており、申立人は、国民年金法上は任意加入の対象者に該当する。

このため、申立人は、制度上、加入手続を行った時点で、被保険者資格を取得することになるから、申立期間経過後に加入手続を行ったとしても、申立期間について被保険者とはなり得ず、保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人及びその妻から聴取しても、加入手続の時期や納付金額等は明確ではなく、国民年金保険料の納付についても、妻が行ったとしているが、納付先金融機関も曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答があったが、納得できない。

納付金額等は不明であるが、昭和 39 年に結婚して、夫の母がまとめて納付したと聞いている。

厚生年金保険加入期間と申立期間（昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月）が重複していることについては、当時、勤めていた商店は零細企業で厚生年金保険適用事業所だったことを知らなかった。

夫の母は、13 年前に他界しており、詳細は分からないがさかのぼって納付したと聞いているので、厚生年金保険加入期間も含め申立期間については、納付しているはずである。

自治会の集金人が 3 か月に 1 回集金に来ていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の義母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 6 月ごろ（職権適用）においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、過年度納付や特例納付をしたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案25

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から58年3月まで

私は、学生であったころは保険料を納めていなかったが、昭和59年4月に役場へ相談に行ってから、納めるべきところは一括で納めたと思う。

昭和58年3月以前の領収書は保存されていないが、申立期間の保険料は納めたと思っていたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和58年度国民年金保険料納付書^{つづり}綴では、58年4月から59年3月までの国民年金保険料を現年度保険料として59年4月14日に役場で一括納付したことは確認できるが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間について国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、昭和59年4月時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、役場発行の納付書では納付できなかったものであるが、申立人は、役場発行の納付書しか見たことがないと述べており、申立人の主張には不合理な点がある。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から平成 2 年 3 月ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から平成 2 年 3 月頃まで

私は、昭和 50 年 4 月に市役所で、妻と一緒に国民年金への加入手続きを行い、納付書等により国民年金保険料を市役所で納付していた。

その後、正確な時期は不明であるが、平成元年か 2 年ごろ、市役所から納付書が送付されなくなったことから国民年金保険料を納付していない。

しかし、申立期間において、国民年金保険料を納付していたので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、平成 2 年頃以降については、国民年金保険料を納付していないことを認めているものの、その記憶は曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間が約 16 年間と長期間であるとともに、申立人は、昭和 50 年 2 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 4 月に、妻と一緒に国民年金への加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無く、同年 4 月から平成 9 年 3 月（60 歳到達）までの期間は未加入となっている。

さらに、申立人の妻について、社会保険庁の国民年金受付処理簿からは、国民年金手帳記号番号の受付日が昭和 51 年 6 月 2 日とされ、50 年 4 月に妻と一緒に国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の主張と矛盾しており、かつ、当該受付処理簿を見ても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることができない。

福岡国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

以前、「これが最後の通知です。今度加入しないと、もう国民年金に加入することができません。」との内容の通知が来たので、夫婦でA市役所の窓口に行って納付書を書いてもらい、昭和50年10月30日に、B銀行C支店において36年4月までさかのぼって国民年金保険料を一括納付した。この時、一人分として約16万円の保険料を納付した記憶があることから、48年4月から48年6月までの期間が未納であることには納得できない。

仮に、行政側の事務的ミスでこの期間が未納となっていたとしても、当時お金が無かったわけではなく、催告を受ければ必ず納付したはずなのにそのような催告を受けたことは一度も無かった。今までにも、社会保険事務所に出席して、年金記録の照会をしたことがあったが、その際にもこの3か月分について未納であると告げられたことはなかった。

行政側の事務的ミスで未納となっているのなら、その未納の保険料を納付するので完納にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収証書により、申立人は、昭和50年10月30日に、36年4月から48年3月までの国民年金保険料を特例納付により、また、48年7月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付により納付していることが確認できるが、申立期間の国民年金保険料を申立人が納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間について国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間については、当時、特例納付することができない期間であるとともに、過年度納付することもできない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年6月まで

以前、「これが最後の通知です。今度加入しないと、もう国民年金に加入することができません。」との内容の通知が来たので、夫婦でA市役所の窓口に行って納付書を書いてもらい、昭和50年10月30日に、B銀行C支店において36年4月までさかのぼって国民年金保険料を一括納付した。この時、一人分として約16万の保険料を納付した記憶があることから、48年4月から48年6月までの期間が未納であることには納得できない。

仮に、行政側の事務的ミスでこの期間が未納となっていたとしても、当時お金が無かったわけではなく、催告を受ければ必ず納付したはずなのにそのような催告を受けたことは一度も無かった。今までにも、社会保険事務所に出向いて、年金記録の照会をしたことがあったが、その際にもこの3か月分について未納であると告げられたことはなかった。

行政側の事務的ミスで未納となっているのなら、その未納の保険料を納付するので、完納にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収証書により、申立人は、昭和50年10月30日に、36年4月から48年3月までの国民年金保険料を特例納付により、また、48年7月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付により納付していることが確認できるが、申立期間の国民年金保険料を申立人が納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間について国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間については、当時、特例納付することができない期間であるとともに、過年度納付することもできない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から同年9月までの期間及び同年12月から46年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から同年9月まで
② 昭和42年12月から46年9月まで

昭和48年ごろ、20歳までさかのぼって国民年金保険料を払うことができると聞き、まとめて払った。その際に、市役所で、2年分と少しの未納があると説明を受けた。

当時、一括では納めることができなかつたので、2、3回に分けて納めた記憶があり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳番号が払い出された昭和48年10月の時点では、申立期間の大部分は、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和48年ごろ、市役所の窓口において、2年と少しの未納があるとの説明を受けたと述べているが、申立期間は合計50か月であり、説明を受けたとする期間とは大きく相違している。

さらに、申立人は、昭和49年1月31日に46年10月から48年3月までの期間、49年11月26日に48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料合計24か月分を過年度納付しているが、この期間が市役所で説明を受けたとする未納期間とほぼ一致することから、申立人が2、3回に分けて納めたと主張している保険料の納付は、この過年度納付であると考えるのが自然である。

加えて、昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月までは特例納付の期間であるが、未納期間をすべて納付するためには、4 万 5,000 円が必要であるところ、申立人は、保険料額や保険料を工面した方法について具体的な記憶を有しておらず、申立人が特例納付により国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 48 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 48 年 4 月まで

昭和 46 年 4 月から 48 年 4 月までの国民年金保険料収納記録について照会したところ、社会保険事務所から確認できなかったとの回答を受けた。

私の夫が昭和 46 年 9 月に A 村役場に採用された当時、村職員の配偶者も国民年金に任意加入し、保険料は村職員の給料から差し引く慣例となっていたため、私もそれにならって、46 年 4 月から同年 8 月までの 5 か月間の保険料については、同年 12 月の夫のボーナスから村役場に納付した。

申立期間についての保険料に関する給与明細等はないが、上記のように納付したと記憶しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及びその夫は国民年金の加入手続、保険料の納付方法についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和 48 年 5 月であり、任意加入期間について、遡^{そく}及^{きつ}して国民年金保険料を納付できないにもかかわらず、申立期間の一部について、遡^{そく}及^{きつ}して国民年金保険料を納付したとする申立人の主張には不合理な点があるほか、別の国民年金手帳記号番号が払出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 55

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで
② 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた昭和 51 年 5 月から同年 7 月までの給与総支給額の平均額は 14 万 1,715 円であり、標準報酬月額は 14 万 2,000 円であるはずが、社会保険事務所の記録では 13 万 4,000 円となっている。また、B社に勤務していた平成 4 年 5 月から同年 7 月までの給与支給額の平均額は 42 万 7,149 円であり、標準報酬月額は 44 万円であるはずが、社会保険事務所の記録では 41 万円となっている。標準報酬月額の決定に疑義があるので調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致しており、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が主張する標準報酬月額の相違については、A社においては「社保差額」として、B社においては支給項目の明示無く支給されている額を報酬月額に算入するか否かにより生じていると認められるところ、これらの支給額については厚生年金保険法第 20 条による標準報酬月額決定の基となる報酬月額に該当することが確認できない。仮に当該支給額が報酬月額に該当するとしても、厚生年金保険法第 75 条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件については標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

山形厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から23年3月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

昭和21年3月に旧制中学校(4年制)を卒業後、すぐに株式会社Aに入社して3年間働いているのに、3年目だけ厚生年金保険に加入し、その前の申立期間について未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料を保管していないことから、厚生年金保険料の控除の事実は確認できず、保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、申立人が申立期間中一緒に働いていたとする同僚は、当時、申立人が当該事業所に勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険の加入状況については記憶が無い旨を証言している。

さらに、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの既に全喪しており、当時の事業主が既に死亡している上、事業主の家族も関係書類を保存していないことから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から同年 12 月まで

私は、申立期間は、A社B工場に勤務していた。同工場で一緒に勤めていた同僚は厚生年金保険に加入していた事実があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場における従業員名簿及び雇用保険の被保険者記録によると、申立人が昭和58年6月23日から同年12月20日まで同社に在籍していたことが確認できるが、厚生年金保険に加入していたことが確認されている同僚の従業員名簿の「年金整理NO」欄には厚生年金整理記号番号の番号が記載されているのに対し、申立人の同欄は厚生年金整理記号番号の記載が無い。

また、同工場の厚生年金基金団体であるA年金基金の回答によると、申立人の厚生年金基金への加入も「無し」とされている。

さらに、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料、事業主から申立どおりの資格の取得及び喪失届けがなされた証拠は無く、保険料控除に関する申立人の記憶も曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 11 月から 54 年 4 月まで
② 昭和 54 年 11 月から 55 年 4 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社における厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。A社に勤務して健康保険証を使って通院したこともあり、保険料も控除されていたので被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中にA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録より確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は申立期間中に、種別は不明だが健康保険証を使用していたと主張しているが、A社は原則として厚生年金保険と同時加入である政府管掌健康保険の適用事業所では無く、国民健康保険組合の適用事業所であったことが確認された。ただし、申立人が当該組合において被保険者であった記録及び申立人が個人で国民健康保険に加入していた記録については確認できなかった。

さらに、申立人は申立期間当時にほかにも勤務していた同僚がいたと主張しているが、A社における厚生年金保険の被保険者は事業主及びその親族のみであり、他の従業員の名前の記載があったことを確認することはできない。

加えて、A社は既に全喪しているため、当時の事業主に照会をしたところ、同社における当時の厚生年金保険料の控除や厚生年金保険の資格の取得及び喪失に係る事務がどのように行われていたか記憶に無い旨の回答を受けた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から6年11月1日まで

厚生年金保険被保険者の加入期間について照会したところ、A社の資格取得日が入社日から1年以上遅れており、納得できない。

A社には平成5年6月末日に入社し、2か月の試用期間があったので、同年9月1日から6年11月1日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の証言等から、申立人がA社に申立期間中も勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、申立人は、A社に申立人と同じころに入社した者として、二人の氏名を挙げているが、社会保険事務所の被保険者原票では、このうち平成5年3月ごろに入社したとする者の厚生年金保険被保険者資格取得日は7年8月1日、同年4月ごろに入社したとする者の取得日は同年11月1日となっていることから、社会保険事務所の記録どおりの資格取得届が事業主によって行われたものと認めるのが相当である。

さらに、申立人がA社において雇用保険の被保険者となった年月日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同じ平成6年11月1日であることが認められる。

このほか、A社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 (日付不詳) から同年 12 月 1 日まで
昭和 63 年 3 月から派遣により勤務していたが、派遣元会社の厚生年金保険の被保険者資格取得日が 63 年 12 月 1 日となっている。63 年 3 月からフルタイムで勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことについて具体的に記憶していない。

また、派遣先の会社から申立人が勤務していた旨の証言はあるが、その勤務期間については確証が無く、かつ、派遣元会社では、既に当時の契約書等の人事記録を廃棄しており、申立人の勤務実態を確認できる資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日である昭和 63 年 12 月 1 日と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月11日から10年2月9日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。
雇用保険被保険者離職証明書の写しがあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中に勤務したと主張しているA社は、平成7年4月11日付けで全喪していることから、申立人は申立期間について厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立人から提出のあった雇用保険受給資格者証の写しおよび給与所得の源泉徴収票から、申立人が申立期間にA社に在籍していたことは確認できるが、当該源泉徴収票に記載された社会保険料等の額から、当時、厚生年金保険料を給料から控除していたとする事実は確認できない。

さらに、申立人は、事業所の全喪日である平成7年4月11日から国民年金に加入する手続を行っており、7年4月から9年12月まで国民年金保険料を納付し、かつ、A社の取締役であったことから、事業所の全喪について承知していたものと考えられる。

このほか、申立に係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 15 日から平成 7 年 12 月 25 日まで
昭和 53 年 1 月 10 日にA社で面接を受け、同社に木工工事現場の責任者として採用された。採用時に事業主から厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させるとした約束があるので、勤務した同年 1 月 15 日から平成 7 年 12 月 25 日までを加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、申立人は申立期間について厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立人が提出した給与明細書について給与明細書用紙の製造事業者を調査したところ、当該用紙は平成 12 年以降に製造したものであると証言しており、この給与明細書により厚生年金保険料を給料から控除されていたことを認めることはできない。

さらに、申立内容のとおり、申立期間において国民年金及び国民健康保険に加入しており、A社に勤務し相当の給与所得があると考えた場合、申立期間の一部について国民年金保険料の全額免除申請を行っていることは不自然である。

このほか、申立人のA社における在籍記録は、雇用保険の加入記録によっても確認できず、申立人には厚生年金保険被保険者番号が払出された記録及び厚生年金保険への加入履歴が無く、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から30年3月まで
昭和22年4月から30年3月までB事業所(後に法人化)に勤務しており、現在の会社と当時在職していた職員3名から勤務していた旨の証明をもらっているので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、7～8年前、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間調査のため社会保険事務所に相談に出向いた際、当時の給与明細書を所持していたが(その後、処分してしまった)、給与明細書に厚生年金保険料の控除を示す記載がされていた記憶は無く、健康保険被保険者証をもらった記憶も無いと述べている。

また、B事業所は、申立人の父親が個人創業した事業所で、厚生年金保険の適用は昭和23年8月1日からであるが、35年12月7日に厚生年金保険から離脱している。現在は、創業者の孫(申立人の甥)が代表者として事業を行っているが、創業者及び二代目事業主(申立人の兄)は既に亡くなっていることもあり、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の同僚及び現在の会社の証明書並びに証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実までは確認できず、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録も確認できなかった。

加えて、申立期間当時、申立人は個人事業所の事業主である父親と生計を同じくしており、申立人が事業主である父親と立場を同じくしていた場合、厚生年金保険の被保険者になれなかった可能性が考えられる。また、その後、B事業所が法人化したとしている24年6月以降30年3月までの申立期間について、健康保険・厚生年金保険被保険者名簿を再調査したが、申立人の加入記録は確

認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。事業所には昭和 44 年 12 月から 46 年 6 月まで継続して勤務しており、いったん退職したことやパート勤務に変更したことは無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務兼受付係であった事業主の妻及び当時の同僚から、申立期間について、申立人が継続して申立てに係る事業所に勤務していたことについて証言があるものの、申立てに係る事業所において申立人の申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は厚生年金保険料控除の有無の記憶も無い。

また、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者原票では、申立人が健康保険番号 8 番として昭和 44 年 12 月 1 日に資格取得、45 年 1 月 1 日に資格喪失し、その後に被保険者証を返納したこと、さらに、10 番として同年 7 月 1 日に資格取得したことが確認でき、その間の 9 番については、別人が同年 3 月 25 日に資格取得しており、この処理において、何ら不自然な点は見られない。

さらに、公共職業安定所からの雇用保険記録の回答書では、申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 1 日から平成 5 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立てに係る事業所においては、入社以前の経験も生かして働き、入社から 2 年ほどして役職に就き、一生懸命に勤務した。

事業主が自分を社会保険に加入させず、やむなく国民年金に加入した時期もあったが、その後、事業主が厚生年金保険に加入させてくれたと思っていたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している昭和 61 年分の給与所得の源泉徴収票及び昭和 62 年 1 月から平成 4 年 12 月までの給与明細書においては、社会保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立てに係る事業所は既に全喪しており、当該事業所のすべての被保険者について確認したが、申立人の名前は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間を含めて、申立期間の後に、別の事業所で厚生年金保険に加入するまで、国民年金及び国民健康保険に加入している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 35 年 12 月 15 日まで
大学卒業後、実父が経営するA社に雇用されていた申立期間の記録が無いが、私が勤めていたという記憶と相違するため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断理由

申立人のA社における申立期間中の在職については、厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時在職していたことが確認できる者の証言があるほか、卒業大学の校友会名簿にもA社在職との記載があることから確認することができる。

次に、申立人に係る保険料控除についてみると、社会保険事務所が保管する被保険者名簿によりA社が申立人の父が社長を務める会社であり、申立人の従兄及び姉（親族）が厚生年金保険被保険者であったことは確認できるものの申立人について記載が無い。その他、申立人が厚生年金保険料の控除を受けていたと認められる特段の事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月から同年 12 月まで

A市にあるB社で昭和31年2月から同年12月まで働いていた記憶があるのに、厚生年金保険の記録が無いことには納得できない。当時、健康保険証を持っていた記憶があり、厚生年金保険料も控除されていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立内容によれば、B社における在勤期間は11か月とされている。同社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿を見ると、同程度の短期間の加入者が複数名確認でき、これらの者に対しては的確な手続が行われていることが認められるが、申立人及び申立人が同僚として名前を挙げた者については記録が見当たらない。

また、このほかB社（現社名は「C社」）にも当時の資料は保存されていない。さらに、申立人は厚生年金保険料を控除されていたと思うと主張するが、控除を裏付ける具体的事実の主張は無く、申立人が保険料の控除を受けていたと認められる特段の事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和 10 年生

住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 26 年 7 月 7 日から 27 年 7 月 6 日まで

社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の資格取得日が昭和 27 年 7 月 7 日になっている。私は 26 年 7 月 7 日から A 社に入社しており、同社の在職証明も 26 年 7 月 7 日になっているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の証明や労働者名簿から、申立人が昭和 26 年 7 月 7 日から同社に在職していたことは確認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無い。

また、雇用保険被保険者記録においても、社会保険庁と同じ資格取得日になっており、申立人が支給を受けた退職金についても、正社員の退職金規程に基づき昭和 27 年 7 月を始期に計算されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された従業員名簿に記載されていた、昭和 30 年以前に入社した従業員 15 名の厚生年金保険記録を確認したところ、申立人を含む 14 名の資格取得日が入社日より遅い資格取得日になっていることが確認でき、入社日が資格取得日とされたものではないことが推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 30 日から 46 年 5 月 4 日まで

私は、昭和 37 年から 46 年まで A 社に勤めていた。年金手帳に A 社の名前が記載されていたので、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者であることを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人には厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い。

また、社会保険庁の記録から、A 社は、申立期間以後の平成 4 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が主張する年金手帳の厚生年金保険の記録は、社会保険庁で記載するものではなく、通常、事業所の担当者等が記載するものであることから、申立内容を裏付けるものとは言えない。

加えて、雇用保険の記録によると、A 社における申立人の加入記録は、昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 1 月 31 日までの期間及び 42 年 2 月 1 日から 43 年 9 月 30 日までの期間となっており、申立期間と相違することが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から26年3月まで

申立期間について、K市の「H」という駅の近所にあった紡績工場で、「H」という職種で勤務していた。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、申立期間に勤務していた事業所での職務内容について明確な記憶があるが、事業所の名称を記憶しておらず、K市「H」駅周辺の紡績工場の調査も行ったものの、当該事業所を特定することができず、事業主により厚生年金保険料を控除されていた事実及び正しい届出が行われていた事実を確認することができない。

さらに、申立人から同僚として申立のあった者について、申立期間に係る厚生年金保険加入記録が確認できず、申立人の保険料控除に係る記憶も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年5月10日まで
昭和28年4月1日から同年5月10日まで、A株式会社において厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

加入していた事実を証明するものは無いが、親族の紹介で面接を受け、女性の事務員から厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶がある。

また、給料から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の保管するA株式会社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録は無い。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた記憶があると主張しているが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立人をA株式会社に紹介したとされる申立人の親族は既に死亡していること、申立人が退職時に厚生年金保険被保険者証を女性事務員から受け取ったと主張しているが、当該女性事務員の氏名等の記憶も無いことから、申立てに関する証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から26年3月まで

厚生年金保険被保険者記録の照会をしたところ、昭和25年4月から26年3月までA病院に勤めていた期間が未加入となっていた。26年4月からはB病院に勤務したが、同病院では厚生年金保険に加入しており、B病院よりも規模の大きなA病院が未加入であったとは考えられない。よく確認して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院（事業主）から提出された退職者履歴書によると、申立人が申立期間において、同病院に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかを記憶しておらず、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、事業主からは、厚生年金保険の新規適用は昭和33年1月1日であり、申立人の在籍期間において、厚生年金保険料を控除したことは無かった旨の回答があり、厚生年金保険の新規適用年月日については社会保険庁の記録と一致する。

このほか、当時の同僚等の証言も得られず、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から56年3月31日まで
昭和25年7月1日にM社に就職し、56年3月末日まで勤務した。しかし、54年10月1日付けで厚生年金保険の資格を喪失したこととなっているので、納得がいかない。当該事業所では肥料の販売を行い、月給制だった。54年10月から56年3月31日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

M社の人事部門を引き継いだA社が申立人に係る人事記録を保管しており、申立期間において申立人がM社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細など、保険料控除の事実を確認できる資料は無い。

また、当該人事記録において、昭和54年9月30日に、申立人が「嘱託」を契約期間満了で退職し、新所属として「非常勤講師」の身分に変更になったことが確認でき、かつ、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の事業所控においても、「嘱託」の雇用契約期間満了により厚生年金保険の資格喪失の手続が行われたことが確認できる。

さらに、厚生年金保険の取得及び喪失の記録と雇用保険の被保険者記録とが一致しており、かつ、申立期間中にM社に係る離職票が申立人に交付されていることが公共職業安定所の記録で確認できる。

このため、M社における申立人の厚生年金保険の資格が昭和54年10月1日付けで喪失となっている原因は、申立人が9月30日付けで退職後、同年10月1日

付けで非常勤の身分で再雇用されたことによると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
私が昭和 46 年 4 月 12 日から勤務した A 事業所における厚生年金保険の被保険者期間が同年 9 月 30 日までとなっているが、A 事業所の勤務形態は、常雇いの月給制であったこと、及び A 事業所を退職した直後の就職は、同年 10 月 11 日であったことからして、退職日をわざわざ切りの悪い 9 月 29 日とする必要は全く無い。退職日は、同年 9 月 30 日であるので、厚生年金保険の被保険者期間の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細等、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

また、A 事業所が保管していた被保険者資格喪失確認通知書（昭和 46 年 10 月 5 日付けで管轄の社会保険事務所の受付印が押されている。）では、申立人の退職日は昭和 46 年 9 月 29 日、資格喪失年月日は昭和 46 年 9 月 30 日となっており、その他記載事項に不備は無い。

さらに、申立人の雇用保険被保険者記録及び A 事業所が管轄の税務署及び所属の業界団体に提出した使用人退職届においても、申立人の A 事業所離職日及び退職日は、昭和 46 年 9 月 29 日となっている。

これらのことから、A 事業所の申立人の退職に係る資格喪失届は、適正に履行されたものと考えられる。

加えて、現存している資料等から調査したところ、A 事業所は、退職者を含む従業員の保険料給与控除を適正に処理している上、当時 A 事業所は、厚生年金保険料を翌月の給与から控除する事務処理を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を控除しなかったと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 45 年 4 月まで (A社)
② 昭和 46 年 5 月から 49 年 10 月まで (B社)
③ 昭和 50 年 11 月から 56 年 7 月まで (C社)
④ 昭和 56 年 12 月から平成元年 3 月まで (D社)

4社における私の厚生年金保険への加入記録が無かったが、各事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料が無く、また、申立人の保険料控除に関する記憶は曖昧である。

また、すべての申立期間について申立人が雇用保険に加入していたという記録が無く、そのほか勤務していた事実が確認できる資料や証言は無い。

2 A社に係る申立期間①については、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことから、申立人が、当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、社会保険庁の記録によると、当該申立期間の一部において、申立人が国民年金保険料を納付した記録が確認できる。

3 B社に係る申立期間②については、社会保険庁の記録によると、同社は、昭和 43 年 7 月に厚生年金保険の新規適用を受けていたことは確認できるが、申立人が同事業所において厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できない。

また、社会保険庁の記録によると、当該申立期間の一部において、申立

人が国民年金保険料を納付した記録が確認できる。

- 4 C社に係る申立期間③については、同社が厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことから、申立人が、当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、社会保険庁の記録によると、当該申立期間の一部において、申立人が国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

- 5 D社に係る申立期間④については、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことから、申立人が、当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、社会保険庁の記録によると、当該申立期間の一部において、申立人が国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

- 6 このほか、すべての申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。